

平成30年12月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（12月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情の付託	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	15
大須賀 溪 仁 君	15
服 部 晃 君	28
円 谷 要 君	48
延会の宣告	65

第2号（12月5日）

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した者の職氏名	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
一般質問	69

北 畠 正 君	6 9
熊 田 喜 八 君	7 7
散会の宣告	8 6

第 3 号 (12月6日)

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
職務のため出席した者の職氏名	8 8
開議の宣告	8 9
議事日程の報告	8 9
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	8 9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
陳情審査報告	1 1 0
閉会中継続審査申出	1 1 1
日程の追加	1 1 4
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
選挙第1号	1 1 8
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
閉会の宣告	1 2 1

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成30年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年12月4日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 陳情の付託
日程第 5 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
日程第 6 村長行政報告
日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克彦	君	6番	揚 妻 一男	君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜八	君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和吉	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総務課長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

建設課長	内	山	晴	路	君	会 管	理	計 者	森	廣	志	君
湯 支 所 本 長	星		裕	治	君	天 保	育 所	栄 長	兼 子	弘	幸	君
学 校 教 育 課 長	櫻	井	幸	治	君	生 涯	学 習	長	小 山	富	美 夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参 議 事 務 局 長	伊	藤	栄	一	書	記	星	千	尋
書 記	大	須	賀	久	美				

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成30年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより平成30年12月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 渡 部 勉 君

8番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月27日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成30年12月天栄村議会定

例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は、12月4日より7日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、本日より12月7日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例議会の会期は、本日12月4日から7日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表のとおりであります。なお、これにつきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、定期監査・財政援助団体等に関する監査並びに例月出納検査の結果について、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、村長行政報告。

村長より平成30年12月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成30年天栄村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案6件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、11月28日に、東京NHKホールにおきまして全国町村長大会が開催され、平成31年度政府予算の編成に当たっての国に対する要望内容が次のとおり決議されましたので、内容をご報告いたします。

『町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的にさまざまな施策を展開しうよう、特に次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
- 2、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 3、車体課税に係る地方税収を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること。
- 4、幼児教育無償化の財源確保・円滑な実施に向け、万全の措置を講じること。
- 5、地方分権改革を推進すること。
- 6、森林環境税関連法案を確実に成立させること。
- 7、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 8、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 9、農林漁業者が将来に希望を持てるよう、米国とのTAG協議は毅然とした姿勢で臨むとともに、TPP・日欧EPA対策に万全を期すこと。

10、参議院の合区を早急に解消すること。

11、道州制は導入しないこと。

12、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。』

以上の12項目であります。

また、大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関しまして、『甚大な被害の発生した東日本大震災以降も、熊本地震や豪雨・土砂災害をはじめ全国各地で様々な大規模災害が発生しており、本年においても西日本豪雨・土砂災害、累次の台風被害、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、いまや全国どこでも被災地になりうる状況にある。

また、近年の災害では、道路・鉄道等の交通インフラや水道、電力等のライフラインの寸断により、被災地の暮らしや経済への多大な影響のみならず、物流ネットワークやサプライチェーンの遮断、ブラックアウトなどにより、被災地を越えて広範囲にわたり産業経済、国民生活に大きな影響が発生することが明らかになった。

このような教訓を踏まえ、災害に強い強靱な国づくりを進め、国民の生命・財産を守るため、全国町村の総意として、次の事項の実現を強く求めるものである。

1、財政基盤の脆弱な各地の被災町村では、多くの住民がまだまだ避難生活を余儀なくされ、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災町村、被災住民が一日も早く復旧・復興、生活再建を果たせるよう、国による万全の措置を講じること。

2、森林整備等国土保全施策を一層推進するとともに、地方創生実現の基盤となり災害時には重要な役割を果たす社会資本整備を強力に推進すること。

3、「重要インフラの緊急点検」や災害の教訓を踏まえた「国土強靱化基本計画」の見直しを進めるとともに、計画を確実に実行するための予算・財源を確保し、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施すること。

4、ハード事業及び人的支援等のソフト事業の両面から、全国的な防災・減災対策の一層の強化、地域防災力の更なる向上を図ること。』との特別決議を全員一致で決議したところであります。

大会の報告は以上であります。

さて、行政運営につきまして、ご報告申し上げます。

まず、消防防災関係につきましては、住民の防災意識の高揚と関係機関が緊密に連携した消火体制を確立するため、9月9日に児渡行政区において、広域消防本部を初め村消防団、女性消防隊、児渡地区自主防災組織による模擬火災訓練を実施いたしました。また、当日は、屋内スポーツ運動場において秋季検閲式も行い、消防団員の士気高揚を図ったところであり、議員の皆様には、ご臨席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

次に、今年6月に契約をしました小型動力ポンプ付積載車購入事業につきましては、12月6日に納車予定であり、当日、消防団に引き渡しを行い、4分団第6班の高林区に配置される所でありまゝ。

次に、地方創生、移住定住の推進につきましては、ふるさと回帰フェア、就農フェス、福島くらし・しごとフェアに参加し、移住や就農を考えている方々への相談やPRを行ってまいりました。

さらに、11月3日、4日には、村内体験ツアーを実施し、9名の参加者により、先住移住者との交流や農作物収穫体験、郷土料理などを楽しんでいただき、村のPRを行いました。

空き家バンクにつきましては、10月に全国空き家バンクに登録を行い、新たに村ホームページ等での情報発信を始め、問い合わせをいただいている所でありまゝ。

また、全国空き家バンクのホームページから、村の空き家バンク制度を利用して、一世帯2名が湯本地区へ移住予定となっており、徐々にその効果があらわれているものと捉えております。今後も、さまざまな場面で積極的なPRを行い、移住定住の各種事業を展開してまいります。

次に、「こども未来応援事業」につきましては、10月には、ジブリ美術館のスタッフや動物園の飼育員になりたい夢を持つ2名の中学生が、11月には、歌手・声優になりたい夢を持つ1名の小学生が、各施設のご協力のもと見学や体験を行い、これらの経験を通じてそれぞれの夢に向け大きく前進した様子でした。

今後とも、将来の夢を描く子どもたちを、引き続き応援してまいりたいと考えております。

次に、人材育成関係での「てんえい・未来づくり会議」につきましては、9月29日に第2回目を、10月17日に第3回目を開催いたしました。第1回目に引き続き、福島大学の天野特任教授をお迎えしご講義をいただき、活気ある楽しい村づくりのために何ができるかを考え、発表するなど、大変有意義なワークショップとなりました。12月には第4回目を開催し、今年度のまとめを行い、地域・立場・世代を超えて考えることで「つながり」が生まれ、行動するきっかけになることを期待して進めてまいります。

また、「農や食」関連の産業振興・地域活性化を目的としたセミナーを9月13日と11月16日に開催いたしました。地域の農産物を活かし、地域の方々と連携しながら事業を行っておられる内容を聴講し、参加された方々の関心が高まったセミナーとなりました。

次に、「連携中枢都市圏構想」につきましては、人口減少社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としており、圏域の中心である郡山市において、9月に「連携中枢都市宣言」がなされた所でありまゝ。

この宣言は、広域的に学び、働き、暮らし続けることができる圏域づくりをともに推進していくこと、圏域全体の発展を目指すことの決意をあらわしたものであり、圏域の各市町村

は、郡山市との連携協約をそれぞれに締結し、協議によりさまざまな分野で連携事業への取り組みを進めていくこととなることから、本村においても「郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」を、本議会において上程し、ご審議をいただくところであります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、国から示された方針に沿って、返礼率の見直しを行ったところ、寄附金の明らかな減少が見られておりますので、魅力ある産品等のさらなる情報発信と寄附金の使途明確化を図り、天栄村を応援していただけるよう努めてまいります。

次に、関係人口創出事業につきましては、今年度、総務省のモデル事業として採択を受け、10月から12月までクラウドファンディングにより支援を呼びかけ、空き家利活用事業に活用するほか、11月22日には、「関係人口」を提唱する田中輝美氏を講師にセミナーを開催し、グループワークや村内ツアーを行い、「関係人口」への理解を深めるとともに村のPRを行ったところであります。

今後も、天栄村との「縁」や「つながり」を大切にし、応援をしていただける方を増やす取り組みを行い、地域が活性化するよう情報発信や各種事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、健康づくり対策につきましては、住民総合健診の未受診者に対して、来年1月末までの施設検診実施期間内に受診するよう勧奨し、受診率の向上に努めるとともに、要精密検査の対象となった方へは医療機関の受診を積極的に勧め、がん等の疾病の早期発見に努めているところであります。

また、生活習慣病対策につきましては、栄養士の指導のもと、食生活改善推進員の皆様による「減塩&野菜を食べよう講習会」を9月から12月まで計6回の予定で開催しているところであり、11月末までに開催した5回の講習会では85名の方が参加され、野菜の健康への効果や家庭でできる減塩の工夫について学ばれました。

さらに、11月4日の村文化祭に合わせ開催した「健康福祉まつり」においても、村食生活改善推進員による減塩と野菜たっぷりおやつブースを初めとする各種ブースや大型遊具等で多くの家族連れで賑わいを見せました。

また、ヘルスチェックコーナーにおいて、骨密度や体脂肪、血管年齢の測定や栄養士、保健師による健康相談会、手軽につくれるカルシウム飲料の紹介を実演したところ、延べ302名の村民の皆様が来所され、健康についての深い関心を持っていただく機会となりました。これらの事業は健康意識の高揚や健康的な生活を推進するため、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、中学生以下の子どもたち147名に実施した

外部被曝線量の測定結果について、県の専門機関より「全員、健康に影響が心配されるレベルにはない」という評価をいただき、先般、受診者に結果をお伝えしたところであります。今後も定期的な検査の実施や正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理と安全・安心の確保につなげてまいります。

次に、今年度、自殺対策基本法、健康増進法、食育基本法に基づいた総合的な計画策定に当たり「天栄村こころ・からだ・食の計画策定委員会」を9月28日に開催し、委員の皆様には計画の素案をご審議いただきました。この計画は、平成30年度から6カ年を計画期間として、村民の健康寿命の延伸、生活の質の向上、さらには自殺の防止を図ることを目的とするものであります。

策定委員の皆様のご貴重なお意見をもとに修正しました原案を諮問いたしました結果、10月26日付にて「原案どおり承認する」との答申をいただいたところであります。今後は、この計画をもとに、村民が健やかで心豊かに生活できるよう、行政、家庭、学校、職域、地域等の関係機関が連携して、村民一人一人の健康づくりを支援してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、村敬老会を9月15日に開催いたしました。今年は、約350名の高齢者の方々にご出席いただき、長寿をお祝いいたしました。式典終了後は、泰楽五郎さん、福本えみさんによる歌謡ショーや、特産品等の買い物ブースなどで、出席者には楽しい時間を過ごしていただいたところでございます。

10月12日には、村遺族会と3年に1度の合同による天栄村戦没者追悼式並びに慰霊祭を生涯学習センターで執り行いました。戦没者の遺族等約30名が出席し、出席者全員で黙禱をささげ英霊324の御柱の冥福を祈り、平和への誓いを新たにいたしましたところであります。

次に、児童福祉につきましては、10月11日に健康保健センターで子宝祝金贈呈式を行いました。この子宝祝金は、村の少子化対策の一環として、第2子以降のお子様をもうけたご家庭に贈られるものであり、今回は、第2子5組、第3子3組のご家庭に祝い金と記念品が手渡され、子どもの健やかな成長を願いました。

また、映画「ビリギャル」の主人公の小林さやか氏を講師に迎えての子育て講演会を11月4日に開催し、自身の経験を交えながら、子や孫育てをする方々へ具体的な子育てのヒントをお話ししていただいたところであります。

次に、税務関係につきましては、滞納者対策として村税等特別滞納整理対策会議を10月に開催し、秋の収穫期から年末にかけて、村税、上下水道料、介護保険料について、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めているところであります。

国土調査につきましては、広戸第25地区の沖内地内の調査がほぼ完了し、仮閲覧の準備を進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、まず、「農業十傑」として、福島県内の農業振興に顕著な業績を上げられている方に贈られる第59回福島県農業賞を、本村の内山正勝・ナツ子ご夫妻が受賞されました。内山様ご夫妻が長年取り組まれている高品質・良食味の米づくりや、地域農業のリーダーとしてのご功績が高く評価されたものであり、心よりお祝いを申し上げますとともに、これまでのご労苦に敬意を表する次第であります。

平成30年産米の作付につきましては、国による「生産数量の配分」が廃止され、農家が自らの経営判断で米づくりをすることができる制度となりましたが、福島県では、市町村ごとの生産数量の目安を提示し、米価の維持を図ることとしたところであります。

本村におきましても、この趣旨を踏まえ、県から示された主食用米生産数量の目安729ヘクタールを目標に、飼料用米への作付転換を推進したところでありますが、目安を44ヘクタール上回る773ヘクタールの作付となったところであります。

また、作柄状況につきましては、高温・少雨の影響による生育不良が懸念されておりましたが、10月31日に東北農政局が公表した10月15日現在における福島県の作況指数は「101」の「平年並み」、買い取り価格はJAのコシヒカリで60キロ当たり1万3,500円と、前年より300円の増となり、3年連続の引き上げとなったところであります。

米の食味コンクールにつきましては、11月3日に「天栄米食味コンクール」を開催し、83店の出品の中から5名の方が金賞を受賞され、そのうち3点が「ゆうだい21」となりました。

11月26日に岐阜県高山市で開催された「第20回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、過去最多の5,600点の出品があり、都道府県代表選手権において内山正勝さん、環境王国栽培部門において和田正博さんが、ともに「ゆうだい21」で特別優秀賞を受賞いたしました。今年から本格的な栽培が始まった「ゆうだい21」が、いずれのコンクールでも高い評価を受けており、本村の新たなブランド米として確立されることを期待しているところであります。

米の全量全袋検査につきましては、9月17日の検査開始から11月末までに約12万2,400点余りの検査を終え、全て不検出となっております。現在、塩化カリウム散布の終了に向け、実証圃場での土壌及び米の分析・検証を行っており、結果が良好であれば、本年をもって塩化カリウムの散布は終了となる見込みであります。

次に、林業関係につきましては、下松本及び大里地区の森林約38ヘクタールにおいて、森林整備や放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を進めております。

有害鳥獣につきましては、11月14日までの有害鳥獣の捕獲期間中、ツキノワグマ16頭、イノシシ92頭、鹿13頭を捕獲したところであります。

次に、商工観光関係につきましては、10月20日に「羽鳥湖高原健康ウォーク」が開催され、絶好のウォーキング日和のもと約1,000名の参加者が、色づき始めた初秋の羽鳥湖高原の散

策や、長ネギやヤーコンカレーの振る舞いを楽しまれたところでもあります。

10月19日から21日までの3日間、平成31年9月に本村で開催予定の「第89回F I C Cオートキャンプ世界大会」のプレ大会として、「第48回ジャパンキャンピングラリー」が、北は北海道、南は兵庫県からキャンプ愛好家約100名が参加し開催されました。期間中は、交流会や青空マルシェ、福島第一原発の視察ツアーなど、来年を想定した催しが繰り広げられ、来年の大会の成功への機運を高めたところでもあります。

次に、後継者対策につきましては、今年2回目の婚活パーティーを11月18日に郡山市内のホテルにおいて実施いたしました。男性12名、女性15名が参加し、4組のカップルが誕生したところでもあります。

次に、仮置場の除染土壌等につきましては、現在、安養寺仮置場及び丸山仮置場の搬出が完了し、下松本仮置場の搬出輸送を実施しているところでもあります。また、年度内には、太多郎仮置場及び南沢仮置場の除染土壌等の搬出を計画しており、現在、搬出が完了した仮置場につきましては、原形復旧の協議を進めており、未搬出の仮置場については、引き続き、環境省と次年度の搬出量について協議を進めているところでもあります。今後も、関係機関と調整を図りながら、除染土壌等の適切な保管と搬出に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路整備事業につきましては、前谷地・西原線の道路付け替え工事を給食センター造成工事との調整を図りながら施工し、10月に道路の付け替え工事が完了し、上水道配水管の布設替工事も11月に完了を迎えたところであり、引き続き舗装工事を実施する予定としております。

また、社会資本整備総合交付金事業では、二岐線落石防止柵設置工事、児渡・滝田線道路改良工事及び天房四十檀線舗装補修工事を9月に発注し、そのほか、橋梁長寿命化対策として、胡桃沢橋、大徳坊2号橋及び弁天橋の橋梁補修工事を11月に発注しており、各地区の道路補修工事等、順次整備に努めているところでもあります。

さらに、交通の安全確保を図るため、随時道路の維持修繕を行いながら道路環境整備に努めているところでもあります。

農業土木事業につきましては、児渡地区の農道整備工事及び大里柏山地内の水路整備工事を11月に発注し、年度内の完成に向けて工事を進めているところでもあります。

次に、天栄村民間賃貸住宅建設事業助成金交付事業では、飯豊地区内に1棟4戸の賃貸住宅建設が進められているところでもあります。

また、石綿セメント管更新事業では、飯豊地区の配水管布設替工事を10月に発注し、年度内の完了を予定しているところでもあります。

次に、学校教育関係につきましては、つなぐ教育推進事業の取り組みとして、9月14日に天栄中学校において、県内外から多くの教育関係者が集まり、教育研究公開授業を開催し、

小・中学校の理科並びに小学校の外国語活動、中学校の英語科の授業を公開し、県教育委員会より小・中学校全ての教員に配付された「ふくしまの授業スタンダード」や、本村の教員が作成した「授業づくり5つのポイント」をもとに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた実践を、本村のみならず県内各地の教育関係者の方々に参観していただくことができました。特に、外国語活動や英語の授業では、外国語指導助手を活用した授業により、日本語と外国語の音の違いに気づかせながら、外国語になれ親しむ子供の姿が見られました。さらに、授業後の研修会では、2020年度から小学校における外国語の教科化に備えた取り組みや課題について検討するよい機会となりました。

また、11月9日には、村公立学校PTA連合会主催の「村拡大総合教育会議」を開催し、横浜市教育委員会事務局の主任指導主事を招へいしてご講演をいただき、未来を創造する子どもたちの育成のために私たちができることとして事例を紹介していただくなど、大変有意義な会議となったところであります。

「英語の村てんえい推進事業」につきましては、11月21日から2日間、今年で5回目となる神田外語大学の学生による英語教育実践活動を、幼稚園・小・中学校において実施し、学生たちが考えた授業案により、それぞれの発達段階に応じた教育プログラムを実践することで、子どもたちは楽しく学びながら英語に親しみ、積極的に英語を話そうとする姿が見られました。また、ブリティッシュヒルズでの異文化体験授業につきましても、10月末までに各小学校での体験活動が終了したところであります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、小学校において、福島県書道連盟選抜展で大里小学校が団体の部において特別団体賞を受賞し、個人でも大里小学校児童7名、広戸小学校児童1名が入選、中学校においては、湯本中学校生徒が福島県発明展において福島民友新聞社長賞を受賞し、天栄中学校においては福島県ジュニア献血ポスターコンクール個人の部で2名の生徒が最優秀賞並びに入選、団体の部でも学校賞を受賞し、また、特設女子駅伝部が福島県大会・東北大会でともに準優勝、吹奏楽部が3つの全国大会に出場し、全国2位に相当する賞を受賞するほか、先月23日に開催された福島県中学生創造アイデアロボットコンテスト・活用部門においても2位に入賞し、全国大会の出場権を獲得するなど、他にも多くの競技やコンクール等で子どもたちのすばらしい成績を見ることができ、村民に明るい話題を提供してくれました。

また、それぞれの学校においては、日ごろの学習の成果を披露する学習発表会や文化祭を開催しました。英語に関する発表のほか、愛村心を育むふるさと教育で学んだ地域の歴史や文化、働く人々の思いや願いの発表をするなど、学校と地域が一体となったすばらしい発表もうかがえたところであります。

次に、幼稚園におきましては、10月6日に天栄幼稚園運動会を実施するとともに、天栄幼

稚園児と湯本幼稚園児と一緒に学ぶ交流会が11月21日で終了したところであります。他にも、両幼稚園においては、普段の幼稚園生活の様子や子どもたちと一緒に触れ合う機会を設けたフリー保育参観や幼児劇の鑑賞、幼年消防クラブ活動など、行事や保育内容を工夫して保護者や地域との連携を図る特色ある教育活動の実践を行っております。

次に、生涯学習関係につきましては、まず、9月2日に第33回羽鳥湖畔マラソン大会を、天栄村羽鳥湖高原交流促進センターを会場として、約900名の選手の参加のもと開催いたしました。当日は、心配された雨も降らず、若干肌寒い天候でしたが、選手の皆さんにとっては、走りやすい環境で、すがすがしい羽鳥湖高原の自然を満喫しながら走っておられました。また、今年も福島トヨタ自動車株式会社様や夢みなみ農業協同組合様、株式会社コンビボックス様など各企業にご協賛をいただき、選手の皆さんに大変好評をいただいたところであります。

9月11日と14日には、家庭劇場を村体育館と天栄幼稚園において開催し、子どもたちの情操教育の一環として、演劇や人形劇を鑑賞していただきました。

9月9日には、福島市で市町村対抗福島県軟式野球大会が開催され、天栄村チームは、一昨年優勝の喜多方市に5対3と勝利し、1回戦を突破しました。続いて22日には、昨年優勝のいわき市と対戦し2対6と惜敗となりましたが、強豪チームを相手にすばらしい活躍をされました。

また、市町村対抗ソフトボール大会は、10月13日に相馬市において開催され、矢祭町との対戦をした天栄村チームは5対5と同点で、その後のくじにおいて惜しくも敗戦となりました。前半押ししていただけに非常に残念な試合でした。

9月30日には、第2回天栄村演芸大会を生涯学習センターにおいて開催いたしました。当日は、太鼓やオカリナ、フォークソングやカラオケ、踊りや民謡など35の演目が発表され、発表者は、日ごろの練習の成果を多くの観客の前で発表することができ、また、来場者は、発表者のすばらしい演目を鑑賞することができ、双方から大変好評を得たところであります。

11月3日、4日には、第54回天栄村文化祭を開催いたしました。初日は、生涯スポーツフェスティバルと作品展示を総合農村運動広場と村体育館で、2日目は、作品展示に加え、健康福祉まつりを村体育館と山村開発センター、そして役場前駐車場にて行いました。体育館のステージでは、小・中学生による演奏や応援団の発表のほか、地元出身歌手やお笑い芸人によるステージなどを開催し、来場した多くの皆様にお楽しみいただきました。さらに、昨年から実施している村自慢大会を開催したところ、小・中学生から一般の方まで12名の発表者が、それぞれ思い描く村の良いところを趣向を凝らした形で発表していただき、我が村の魅力を発信できたものと考えております。

11月18日には、第30回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村におい

ては、中学生を中心とした選手で臨みましたが、そのうち、福島県中体連駅伝競走大会の女子の部で天栄中の準優勝に大きく貢献した中学3年生の2人が、村の部区間賞を獲得するなど、選手が目覚ましい活躍のおかげで総合成績を37位と昨年から順位を1つ上げることができました。当日は、議員の皆様には朝早くからご声援をいただき、誠にありがとうございました。

次に、湯本公民館においては、湯本しぜん塾で10月14日にヤーコン収穫と豚汁づくりを行い、子どもたちが村特産品の収穫体験、料理体験を通して、改めて地域の良さを確認しました。

また、11月10日、11日の2日間、第43回湯本地区文化祭を開催し、園児による劇、小学生の劇・合奏、中学生の太鼓・よさこい、地域住民の芸能発表、会津葵高校マンドリン部による演奏の発表など、来場した皆様楽しんでいただきました。

また、今回初めての試みとして、大学生交流事業を開催し、大学生12名が地域を回り勉強し湯本地区を元気にする発表を行い、文化祭を盛り上げていただきました。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案6件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、福島県市町村総合事務組合規約の一部変更を専決処分したため、報告するものであります。

議案第1号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきましては、郡山市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結をすることについて協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、田良尾字芝草地内の土地等を駐車場用地として購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号及び第4号 工事請負契約の一部変更につきましては、議案第3号 高トヤ仮置場 放射性土壌等搬入物設置工事（2期）の工事請負契約の締結について、議案第4号 大里中部区仮置場原形復旧工事の工事請負契約の締結について、いずれも当該工事請負契約の一部を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 平成30年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,781万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7,326万1,000円とするものであります。

議案第6号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成30年12月4日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

暫時休議します。

10分間休みます。

(午前10時45分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名です。質問は、3番、大須賀溪仁君、4番、服部晃君、2番、円谷要君、1番、北畠正君、8番、熊田喜八君の順に行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分であります。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 会議規則に基づきまして、一般質問を行います。

農業振興の現状と今後の方針は。

現在、本村においては、天栄米、ヤーコン、長ネギを村の三大ブランドと位置づけ、事業展開をし、村の知名度アップにもつながり多大な成果を上げております。しかしながら、農業を取り巻く環境は大変厳しく、引き続き予断を許さない状況と感じております。そこで、以下の3点について質問いたします。

1点目、トマト、ワラビ等といった村で実証栽培を行った農産物の成果について。

2点目、農業法人化とGAPの取得の現状について。

3点目、新たな農産物のブランド化を目指しての実証栽培の計画や営農指導の受け入れな

どの考えについてを伺います。

なお、数字の部分に関しては、ゆっくりと説明願います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の、トマト・ワラビ等といった新規農作物の栽培実証につきましては、平成26年度から種苗購入費の2分の1を補助し、新たな村の特産農産物の開発に向けた実証栽培を行っているものであります。

ミニトマトにつきましては、取り組み者16名中6名が、あくなしワラビにつきましては、4名中1名が、道の駅等へ出荷しており一定の定着が図られたものと考えております。

2点目の、農業法人化とGAPの取得の現状につきましては、まず、農業法人化は、農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著となっている現状において必要不可欠な取り組みであると認識しており、担い手の中核である認定農業者を中心に、先進地研修などを通じ、経営の意識改革を図りながら法人化を推進してまいります。

また、GAPの取得につきましては、現在、3名の農業者が福島県県中農林事務所須賀川農業普及所の指導のもと、米のGAPの取得に向け取り組みを行っているところであります。

3点目の、新たな農産物のブランド化を目指しての実証栽培の計画や営農指導の受け入れなどの考えにつきましては、まず、実証栽培は、5年間を栽培・検証の期間として実施しており、先ほどお答えしたトマト、ワラビが本年度で終了となることから、平成31年度から新たな農産物の栽培実証に取り組んでまいりたいと考えております。

営農指導につきましては、現在、JAや須賀川農業普及所職員が当たっているところではありますが、新たな農産物生産はもとより、米や園芸作物全般にわたり、よりきめ細かな指導が行えるよう、村独自に営農指導員の確保に努め、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 1点目について再質問いたします。

苗、種の購入として補助金が出ているわけですが、今年度までの5年間ということではよろしかったでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

平成26年度から今年度までの5年間です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 5年間ということで、金額としては幾らぐらいなるのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

作物別に、年度別に金額をお答え申し上げます。

まず、ミニトマトでございます。平成26年度が3万1,600円、平成27年度が5万5,000円、平成28年度が4万2,300円、平成29年度が6万2,800円、平成30年度が7万4,000円であります。合計で26万5,700円となります。

それから、あくなしワラビにつきましては、平成27年度が5万4,000円、平成29年度が6万9,000円、30年度が7万円、合計19万3,000円でございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ワラビはまだ3年目ということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ワラビ、実際に補助をした年数につきましては、3年間でございますが、1作物5年間の実証、検証ということにしておりますので、ワラビにつきましても今年度で5年ということで終了となるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。今現在、その6名がトマト、1名が、あくなしワラビの作付を行っているということですが、作付面積といいますか、どのくらいの作付量となっているのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その作付の量につきましては、それぞれその作付に関しましては、個人差がございますので、種苗の購入、補助した本数ということで、お答えをいたしたいと思っております。

ミニトマトです、平成26年度が345本、平成27年度が480本、平成28年度が370本、平成29年度が280本、平成30年度が320本であります。

あくなしワラビでございますが、平成26年度、私、先ほど27年度の補助と申し上げましたが、26年度でございます。失礼いたしました。26年度のキロ数が40キロ、平成29年度が60キ

ロ、平成30年度が50キロであります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） トマト、ワラビそれぞれ本数、キロ数、ありましたが、出荷するまでに何割程度が作物として出荷を満たして、何割ぐらい形として出荷できたかというのは把握していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

成果につながった割合でございますが、生産者の数ということで考えますと、16名の取り組み中6名が、今、出荷につながっております、ミニトマト。

それから、ワラビにつきましては、4名中1名が出荷につながっているということで、そういう割合で成果として捉えているというようなところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 実証栽培を行ってから、何年目から店頭などに出荷し、店舗に商品等出されたのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ミニトマトにつきましては、取り組み初年度である平成26年度から出荷が開始されております。

それから、あくなしワラビにつきましては、取り組みから3年目である平成28年度から出荷の開始というような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ワラビにつきましては3年目からということでしたが、栽培的にはちょっと難しい面もあるんでしょうか。伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

作付する場所にもよろうかと思いますが、やはり自然に消えてしまったりですとか、ほかの普通のワラビが混ざってしまって、あくなしワラビではなくなってしまうというような状況があったというふうに聞いておりますので、栽培には、やはりある程度ご苦労されているであろうというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村の補助が今年度で終了するというわけですが、今後、その農家の方たちが自立した出荷ができる状況であるかどうか、どう感じておられるか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ミニトマトの販売の金額ですが、平成29年度が約37万円、平成30年度は猛暑、豪雨の影響もございまして、若干減って29万円というような状況になっております。これだけの販売につながっておりますので、今後も自立して出荷は可能であるというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。村内に2カ所、道の駅ございますが、それぞれ協力的に仕入れ、販売していただいておりますが、ぜひとも、そういった作物を軌道に乗せて、生産者の安定収入につなげてもらいたいと思いますので、補助制度が終了したとしても行政としてできる限りの支援を要望いたします。

今回のトマト、ワラビも含めてですが、新たに天栄のブランドとして認定してもらうには、こういった条件が必要なのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ただいまの栽培の方法ですとか、製品の企画ですとか、そういった認定の基準というのは特に定めておりません。ですので、天栄ブランドというふうに位置づけをするためには、今回のミニトマトのように商品名が「天姫」ということになりまして、一定の生産量、販売が複数の生産者で行われているというような作物に関しましては、ある程度、先の状態も見ながらですが、新たなブランドの作物として位置づけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、トマト、ワラビが村で推奨した作物となりますが、例えば、個人さん方が、ある作物をつくりまして、ある程度の生産量も確保することが可能だというときには、村でのブランドとして認めてもらえる可能性はあるのかどうか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

生産者が、例えば複数名であって生産組合などを組織するといった、そういった取り組み

がなされている作物であれば、関係機関との協議をしながら新たなブランド作物としての位置づけをしてまいることも可能であるというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、2点目、第5次天栄村総合計画の中で、集落営農の推進や農業生産法人の設立など、産業として自立し得る持続可能な農業生産体制の仕組みづくりを進めていく必要がありますとありますが、こういった方法で法人化を、村では目指しているのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

法人化の進め方に関してでございますが、現在の村におきましては、収穫の機械ですとか設備を共同で利用するライスセンター、そういったものが、いわゆる集落営農として運営をされて、生産コストの削減、それから作業の効率化が図られている状況でございます。こうした複数の農業者で構成する集落営農を地区ごとに増やしていくということと、その組織を中核としまして集落全体で営農を展開をしていくというような規模に拡大をした上で、その組織が、今度、法人になっていくというような方法と、もう一つが、地域の担い手となっておられる認定農業者の方々が、今後、規模を拡大していくに伴って、会社なり法人を設立していくという、そういうケースもあわせて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その2つの方法で農業の法人化を、今、模索しているということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

もう一つの、よそで農業を展開されている法人の方が村に参入をしてきて、そこで営農を引き受けてやっていくというような方法もあろうかと思いますが、村といたしましては、やはり、地域に根差した農業の法人化ということで集落営農と、あとは経営体の法人化という2本で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 法人化に向けまして、講演会の開催、先進地研修を行っておりますが、余り進捗していない感じが私はしております。法人化が進まない理由として、こういった要因が考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

皆様からアンケートなりをとって集計した結果ではございませんので、あくまでも私の認識という点でお答えをさせていただきます。

集落営農につきましては、そもそも、何で必要なんだという、そもそもの地域の全員の必要性の共有というところから始まって、最終的には全体の合意形成に至るということですので、かなり時間を要するものであるということと、その話し合いをまとめる役割を果たす方が必要ではないか、その方が今のところ選ばれていない状況があるのではないかとというようなことと考えております。

それから、認定農業者の方に関しましては、先ほど議員からもご紹介ありましたように、今年も先進地の研修を行って意識の高揚に努めているところでございますが、やはり最近の米価の不安定、それから、福島県では風評が根強く続いているということもあって、先行きの見通しがなかなか立たないというか、不透明な状況であるということと、一歩前での踏みとどまっていらっしゃるのかなというようなことで考えております。研修など通じまして意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 要は、親方やるという人がいないということなんですかね、簡単に言えば。どうでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

絶対必要というわけではないとは思いますが、やはり、まとめていく上では、そういったまとめ役となる方が必要なんだろうというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。農業従事者の高齢化、また後継者不足が顕著で法人化が望ましいという認識を持っている方は多くおられると思います。それぞれの地域やライスセンターや生産組合などの方々と、形式ばった話し合いではなくて、お会いしたときにも、立ち話でもいいんで、相談しやすい関係を築いていってもらって、意識づけをしていただきまして、そしてお互いのモチベーションアップですか、そして早い段階での法人化を目指していただきたいと思っております。

では、GAPについて質問します。

現在、3名の方が米のGAP取得に向けて取り組んでいるということですが、こういった

GAPの取得を目指しているのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

3名の方は福島県須賀川農業普及所のご支援をいただきながら、福島県GAP、いわゆるFGAPというGAPの取得に取り組んでいるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 都道府県単位のFGAPというのは余り知らなかったんですが、JGAPとか世界的なグローバルGAPというのがありますが、FGAP、JGAP、グローバルGAPの違いというのはどういうところなのでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

それぞれのGAPについてですが、まず、FGAP、福島県GAPでございまして、農林水産省のGAPのガイドラインには準拠して、認証機関が県であるというようなGAPでございまして。JGAPとの違いは、ガイドラインにプラスして、福島県独自の、放射性物質に関する項目も取り組みの項目に入っているというような点が特徴でございまして。

それから、JGAPでございまして、こちらも農水省のガイドラインを準拠して、ただ、第三者の公的な機関が認証するというような制度でございまして、これは今後の国内流通に関しては必要になってくるであろうというようなものでございまして。

それから、グローバルGAPでございまして、これはヨーロッパを中心に策定をされているというようなものでございまして、今、国際的には広く通用する第三者の認証GAPということで、日本でも、ヨーロッパを中心として輸出に関してはこのGAPの取得が条件になってくるというようなものでございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） グローバルGAPというのは、主にヨーロッパ向けのための規格ということなんですが、アメリカとかその他の地域に関しても適用するんですか、ほかでは、そういうものを定めていないのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、グローバルGAPの中心はヨーロッパでございまして、北米ですとSQFとか、カナダGAPと呼ばれるものがあるようでございまして。ただ、ヨーロッパを

中心としたグローバルGAPが、やはり、一番基準としては厳しい基準でございますので、この認証を持っていれば、アメリカなりそちらへの輸出についてもクリアをするというふうなものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。そもそもの最初のきっかけというのは、東京2020オリンピック・パラリンピックで、天栄村産の食材を利用してもらおうということで、講演会を開催してGAP認証の取得を目指したと、私認識しておりますが、FGAPでもオリンピック・パラリンピックでの調達基準というんですか、を満たすのかどうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

東京オリパラでございますが、国際水準規格、それから国内の規格でありますJGAP、それから農水省のガイドラインの基準に準拠した地域のGAP、都道府県GAPでございますが、これらは可能だというようなことになっておりますので、福島県GAPにつきましても取得をすればオリパラへの食材の供給は可能になるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今、認証を受ける、まだ段階だと思うんですけども、オリンピック・パラリンピックに調達時期まで間に合うかどうか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

オリパラの開催時までにGAPの認証取得している必要がございます。今年度取り組まれている方につきましては、30年度、今年度中の取得を予定しておりますので、取得ができればオリパラへの食材の供給は可能になるという見込みでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひとも世界の方々に天栄村の米を食べていただきたいという気持ちはございますので、頑張ってくださいと思っています。GAPに関しては認証取得に係る経費の部分についての補助というのは、村・県・国ではそういう補助制度があるのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

補助でございますが、まずFGAP、福島GAPにつきましては、県の認証でございます

ので、これは費用がかからないということになっております。それから、JGAP、グローバルGAPに関しましては、やはり県が取得、日本一を目指すということもございますので、県のほうで補助制度を設けております。

〔「どのくらい、取得経費ですか」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） まず、JGAPですが、最初の取得時に20万から30万、それから、グローバルGAPは50万から60万費用がかかるというようなこととなっております。その費用に関しては、県で負担をすると、補助をするという制度となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 結構な金額かかるわけですが、補助率ですか、何割、県で持ってくれるのか。また、一度取得した場合には、何年かおきに更新というのがあるのか、一度取ればいいのか。更新がもしあるとすれば、更新時に幾らぐらいかかるのか、わかれば伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

GAPの有効期間が2年間ということになっておりますので、2年後には更新というものが発生をしております。金額につきましては、ちょっと今、手元にないので、申し訳ないんですがお答えできませんが、県では、取得と更新についても、平成32年度までは補助をするというような考えを持っているようでございますので……

〔「割合は」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 定額という補助で、何分の何という補助率ではなくて、ある程度の上限を決めて、そこまでの補助ということになっておりますので、先ほどお答えしたJGAPの大体30万、それからグローバルで60万ぐらいまでは、県のほうで補助をするという制度となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、村ではFGAPというものを取得する予定でございますが、今後、2年をたたなくてもJGAPとかグローバルGAPの取得というのはできるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

FGAPからJGAP、そしてグローバルGAPへのステップアップということに関しましては、県もそういった方法で進めてくださいというふうに推奨しております。FGAPを

取得した後に、JGAPにステップアップするためには、残留農薬の検査を実施するのですとか、それから遺伝子組み換え作物適正の管理を行うとか、そういった追加的な項目を実施すると。グローバルGAPに関しましても、またもう一つ上の追加の項目ございますが、そういった項目を追加で実施するということによって、JGAP、グローバルGAPへのステップをしていくという、そういう取り組みも県では推奨しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。今、大手スーパーや食品小売、製造事業者との取引ではGAPなどの認証が取引条件となりつつある中で、福島県としまして、昨年、福島GAPチャレンジ宣言を掲げました。「我々は生産者の皆様と共に、より良い農業の証であるGAP日本一を目指して、その認証取得にチャレンジします。そして、東京2020オリンピック・パラリンピックへ食材を供給し、国内外へ向け、誇りと感謝を伝えます。」と県のほうで宣言しております。国内におけますGAP指導体制なんですけど、指導員数も福島県は、全国で1,000名近くいる指導員を91名確保している状況なので、我が天栄村としても、ほかに先んじて、さまざまな農産物のGAP認証を取得しておくべきだと考えますが、そういった考えはございますでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

来年度でございますが、引き続き、米に関する取り組み、それから、長ネギにつきましても、須賀川普及所等のご支援をいただきながらFGAPの取得に向けた取り組みを始めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、3点目、平成31年度から、新たな農産物の栽培実証に取り組むとのことですが、品種など具体的なものは決めているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、来年度予算の編成作業中ございまして、その中で正式には確定をさせたいということと考えております。まだ未確定な状態なので、作物名まではちょっと申し上げられませんが、2つの作物について実証栽培に取り組んでまいりたいというふうに予算要求をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。我が村でも、今、6次産業化を進めている中で、村では今まで3大ブランドを用いた6次化商品を開発しておりますが、今まで民間業者を含めてどういった商品を開発していたか、わかればお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

これまでの6次化商品でございますが、米に関しましては米チップス、それから、みりん、ヤーコンに関しましてはお茶、うどん、それから、カレー、メンチ、漬物などがございます。それから、現在、長ネギに関しましては、地域おこし協力隊と長ネギ生産組合が、今、商品化の可能性等を研究をしているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村内のみそ屋さん、しょうゆ屋さん、豆腐屋さん、お菓子屋さん、造り酒屋さん等々いろいろありますが、村で大豆や小豆、小麦や酒米といった農産物の栽培の推奨などの考えがあるのか。本当の意味での天栄産ブランドの確立を図るためには必要と、私は考えておりますが、一過性のものでなく、長続き、安定収入を確保できる農産物の生産は大事なかなと思っておりますが、その点はどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、天栄ブランドの取り組みについては、やはりオール天栄と、材料も加工も全て地元で行うというような取り組みも非常に重要だというふうに認識をしております。ご質問のありました大豆、小豆、小麦に関しましては、大豆に関しましては、今、放射性物質の関係で県の検査に合格してからでないとう出荷ができないというような状況もございますので、そういった部分も踏まえつつ、それからある程度金額を得ていただくためには規模の拡大ですとか、栽培規模もある程度必要だということで、圃場の整備、それから機械等の購入、整備も必要になってくるというふうに思われますので、これらに関しましては、県やJAなど関係機関と早急に話し合いを持つなど調査・研究を進めてまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 6次産業化というのは、1次産業の農家さん、2次産業の食品加工、3次産業の流通販売、そして宿泊業の、経済も豊かにするための仕組みでございますので、今後も真剣に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

営農指導に関してなんですが、営農指導員、普及指導員と、さまざま呼ばれる方がおると

思われますが、この地域において人員不足といったところなんでしょうか、営農指導というのは、村で行っている栽培実証におきましても栽培方法、経営に関して適切なアドバイス、また今後の若手新規就農者のためにも必要不可欠だと感じておりますが、具体的にどういった方を村に呼びたいか、絞り込んでおられるか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

営農指導員に関しましてはJ A、それから普及指導員に関しましては県職員ということで、現役で今ご活躍をされておられます。村にとりましては、やはり村に入り込んで、その指導に当たっていただきたいという考えもございまして、そういった営農指導員や普及指導員の、いわゆるOBの方に当たっていただけないかということで、今、探しているというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひとも、そういう方を村に呼んで、頑張ってもらえればなと思っております。行政、そして農家、そして営農指導員、道の駅等の小売の方々が一丸となって農業振興に努めていただきたいと願っております。

最後に、村長の、農業振興についての考え、意気込みを伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、議員もわかるように、天栄村の農業の従事者も高齢化、後継者不足と、先ほどもお話ししたように、これらは喫緊の課題でございます。これについては、先ほども何度も担当課長も申し上げているように、農業の法人化というような取り組みも進めていく。そして、村の主要農作物は、やっぱり米でございますので、米について、今年から大々的に売り込みも始まった品種「ゆうだい21」、こちらは高温障害にも強い、そして粘りがあって甘みもある、冷めてもおいしいというような品種でございますので、こちら今回も、村の中であった米食味コンクールでも、「ゆうだい21」が数多く入りましたし、第20回の米・食味分析鑑定コンクール国際大会においても、2名の方がつくった「ゆうだい21」が入りました。こちら真空パックで150グラム入りとか、新たなパッケージで売り出しをしまして、インターネット関連の会社で、ぜひ、うちで売らせてほしいというようなこともありますので、コシヒカリとともに、このお米の推進、販路拡大、またあとは、酒米である「夢の香」、これは湯本地区でも十分つくれるお米でございますので、こういったものの推進をしていくのと、家族経営でやっていらっしゃる方も徐々に増えてきております。これまで、普通の製造業

等々で働いていた息子さんが戻って、後を継ぐと。米だけではなかなか、これが経営的には成り立たないので、やっぱり野菜をつくって、この地域にやっぱり合ったものというのは、この岩瀬キュウリであるとか、ナスであるとか、そういったものにもいろいろご支援をしながら進めていくのと、今いろいろ市場ともお話をしていく中で必要とされるのは、葉物野菜ですよと。天栄村の標高差をうまく活用すれば、ハウレンソウであれば、ハウスも使えば8回収穫できるというような中で、ぜひこういったものもつくってほしいということも言われております。新たな、今、天栄ブランドになり得るような品種というか農作物、それも、今、模索しているところで、これも高収益になるような取り組みになるよう、今、進めております。

あとは、ウドを栽培している方々も徐々にやっぱり増えてきていますし、フキノトウもある程度の収益も上がってきていますので、そういった方々の支援をしながらしっかりと連携をしながら、入口の部分はどこでもできるんですけども、出口の部分、売り先をどうしていくか、そういったところも、今、職員ともどもやっております。あとは、生産者も先日、この「ゆうだい21」のPRというようなことで、道の駅季の里天栄で生産者皆さんがはっぴを着ながら米のPRをしながら試食もしていただいて、大変好評だったというようなことでございますので、今後は、首都圏にも出向いて、そういったPRをしながら販路拡大をしていきたいと考えておりますので、安定的な収益が上がるような仕組みづくり、そういったものに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村民総出で頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

一般質問の途中ではありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時55分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 服部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番（服部 晃君） 通告により一般質問を3点ほど行います。

1、防犯カメラ設置について。

近年、全国的に犯罪が複雑多様化してきています。防犯カメラの設置をしているところも増えてきているところがございますが、天栄村でも窃盗事件が発生するなど、危険度は増してきていると思います。

犯罪を未然に防止する上からも、また、村民が安心・安全な日常生活をするためにも、ぜひ防犯カメラの設置をしてもらいたいと思いますが、村長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の防犯カメラの設置についてでございますが、防犯カメラは一定の犯罪抑止力と、犯罪の発生後には、犯人の特定に非常に有効なものと捉えております。

防犯カメラの村内への設置につきましては、設置場所及び設置費用など多方面から検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私が一番思うのが、私、消防団を長年やってきたものですから、私の防犯カメラを設置してもらいたいというのは、消防団辞令交付式の時、7時からやったんですけれども、車が3台車上荒らしに遭ったんです。そして、1台目割って無くて、2台目割って、そして3台目に、例えば引き継ぎの時点だったものですから、30万ほどお金が入っていて、それでも帰ったんですけれども。それもやっぱり、駐車場でも被害がうんと多いと思うんです。

また、西小屋地区で、私、6年間の間で5件、出火原因不明の火災が発生しております。空き家2件、あと事務所1件、山火事2件と。これは、やっぱり西小屋地区はちょっと異常じゃないかと思うぐらい火災が多かったんですけれども、それが全部出火原因不明で、放火ではないかなという感じはしたんですけれども、そういう意味でも、西小屋地区でも、一番最初でも構わないですから、やっぱり設置するようにしたほうがいいと思うんですけれども。

私が聞いたところでは、ALSOKに私話したんですけれども、1台65万、2台つけるとやっぱり130万ですね、役場前でやるには。だから、リースにすると1万2,000円か3,000円と言っていました。そんなに高いものではないんですけれども。今、毎年バージョンアップしていくから、もう防犯カメラなんていうのは、どうせ買い取りするならリースのほうが、5年リースとか何かと言えば、毎年ちょこっとずつ、1万何ぼずつですから、10台だって10何万ですから、そんなには費用がかからないと思うんです。

だから、それはやっぱり広戸地区、大里地区、牧本地区、湯本地区、あと役場前とか、役場の信号機とか、やっぱりあれでもそんなに高くないんですから、学校とか、小学校でも中

学校でもいいですから、その辺もどうかと思っただけなんですけれども、その点は、この設置費用としてはそんなに高くないと思うんですけれども、これは早急にやってほしいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

ただいまの議員おっしゃいますように、リースだと比較的安価に設置できるというふうなことでは、私どももいろいろ調べさせていただいたところではございます。

その中で、議員おっしゃる場所、天栄は結構広いものですから、どういうところに設置すれば効果的なのか、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、やっぱり一番私は、県道ですね。セブンイレブンの前から役場前、あと、こちらの国道へ出てセブンイレブンの信号とか、あと大里で言えば、山口菓子店の交差点とか、あの辺とか、湯本地区に行けば温泉街とか、あと、そちらから道の駅に行く道路とか、やっぱり最低でも15カ所ぐらいは欲しいと思うんですけれども。あと、やっぱり小学生ですね、今、小学校とか中学校の声をかける事件が多く発生していますので、その点も俺、必要だと思うんです。

私も村民から聞くんですけれども、空き巣もあるし、あと重機の盗難もありますし、これ、本当に隣の町、西郷では死体遺棄事件もありますし、下郷町、会津美里でも、近隣市町村でかなり事件が多いんです。でも、犯人検挙の意味もありますから、検挙なり逮捕なりしてもらえるように警察にも協力するように、天栄村で安心してもう日常生活ができないと思うんですよ、これ。本当にこれからどんどん人口も減っていくし、いろんな事件がありますから、須賀川市なんかはそんなにまだ防犯措置はしていないと思うんです。東京が今一番多いと思うんですけれども、天栄村も先駆けて、そんなに1,000万も2,000万もかかるわけじゃないから、俺、一番最初でもいいから天栄村に防犯カメラを設置したんだということを見て、警察にも協力するように考えたほうがいいと思うんですけれども。

設置場所は、リースでも、どういう関係で何カ所設置するかというのは、総務課長なり村長、副村長に任せますけれども、これは必ず、早急にやってほしいと思うんですけれども、来年の4月でも当初予算でとってやるとか何かという考えはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、議員からお話しありました内容につきまして、総務課など役場の中でもこれから話し

をさせていただいて検討のほうを進めさせていただければと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当にこれは、天栄村から犯罪をなくすという意味でも、早急に検討してもらいたいと思います。総務課長のほうから、前向きな検討をするということで返答ももらったので、私の1つ目の質問は終わります。

次、2番目、土砂災害の危険性について。

今年は異常なほど台風が日本国土に上陸し、また、各地でゲリラ豪雨や落雷など自然災害が多く発生しました。

天栄村でも、防災マップが作成され、全世帯に配布しましたが、土砂災害危険区域に指定された地域に対しては、どのような対策をとっているのか村長に伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村では、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害危険箇所として指定されている箇所が数多く存在していることは承知しているところであります。

指定に際しましては、事前に地元説明会を開催し、危険な範囲がどこまでかを示した上で、ご理解をいただいた後に県が指定している状況であります。

地元説明会の中でも、危険箇所の対策をどうするのかについての質問がされております。しかし、このような全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用がかかってしまうことから、土砂災害防止法では、危険の周知、避難態勢の整備、一定の開発行為の制限などのソフト対策を推進しようとするのが目的とされております。

本村としましても、ソフト対策を充実すべく、危険箇所の把握や日ごろの備えについて、村民へ啓発することを目的として防災マップを作成しているところであります。

また、今年度は、土砂災害危険区域の多い湯本地区において、土砂災害を想定した避難訓練を実施するなど、実践的な訓練にも取り組んだところであります。引き続き、本庁管内においても避難訓練を実施し、住民の皆さんに土砂災害の危険性と、災害時における身の安全の確保について周知してまいります。

なお、これらの危険箇所のハード対策については、すぐに実現することが困難であるため、危険箇所の定期的な点検を福島県と連携し、状況把握や改善に努め、さらに緊急性の高い箇所につきましては、国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、啓発運動をやったというだけで、別に何の対策もとってなかったということですね。

これ、何カ所ぐらい説明会をやったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

防災マップを作成した当時、区長さん、駐在さんを通して各世帯にはお配りしていただきましたが、その際には説明は行っておりませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 課長、私はその説明会を、さっき村長の答弁で、説明会を開いたと言ったでしょう。話が全然違うんじゃないですか、これ。全然ないということはどういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

土砂災害警戒区域の説明に当たりましては、14地区で行ったということで、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その14地区の行政区名をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、西郷区、中郷区、児渡区、上松本区、下松本区、大里北部区、大里中部区、大里南部、今坂区、中屋敷区、小川区、湯本区、田良尾区、大平区でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、飯豊、高林、沖内というのは、土砂災害が防災マップで言うと、ないからということなんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

飯豊区のほうで説明会がなかったということでございますが、こちらは土砂災害警戒区域の指定について、該当する箇所が所在する地区に関しまして説明会を行ったものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 大山地区と飯豊、何地区ですか、やっていないのは。

ちょっとゆっくり言って。わかんないんだもの、名前だかだかと言ったって、どこなのかこちら把握できない。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） やっていない地区のほうが早いんですね、これ。やっていない地区を言ってください。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答えを申し上げます。

まず、この土砂災害警戒区域を指定する際に、各住民に、あなたはこういう危険な場所に住んでいますので、通常、何かあったら素早く避難してくださいとか、そういうような意味で説明するんです。ですから、そういった指定されていない行政区においては説明していなかったということで、大山、春日山、飯豊、沖内、高林、太多郎を含めて、その辺は説明していなかったということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） でも、これ、副村長、今、飯豊も土砂災害のあれじゃないと言っていましたけれども、もとのセブンイレブンの後ろなんか、土砂崩れする可能性があるんじゃないですか。どうなんですか。やっぱり飯豊でも土砂災害ばかりではなくて、水害があったでしょう、平成10年の8.27水害。それも含めて、やっぱり土砂災害ばかりではなくて、飯豊だっていると思うんですよ。後ろの山、小学校の裏側なんか大丈夫なんですか。その辺はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

今、飯豊の事例を挙げられましたけれども、確かに旧セブンイレブンの裏側、急傾斜があって、非常に崖地であるというようなことは認識はしておりますが、この土砂区域警戒区域ではないというようなことで、急傾斜区域ではあるんですね。

そういったことから、この説明して歩いたというのは土砂災害警戒区域に当たる部分についてのみ説明したということでございますので、その警戒区域、セブンイレブンの裏のような状況の場所については説明はしていないという状況でございます。急傾斜地というようなものになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、広島でも岡山でもそうなんですけれども、土砂災害がないと100%言えるところはないと思うんです。ただ、危険区域が、県のほうで見てきて、牧本小

学校とかああいう牧本地区が多いんですけれども、そればかりじゃないと思う。俺、全部にこういう、土砂災害だってどこで起きるかわからないでしょう。広島だって岡山だって、あと鬼怒川の筑波でしたか、あれだって水害になるとは思わなかったでしょう。もう土砂災害ではないんですけれども、災害だったでしょう。だって、飯豊地区だって水害に遭っているんですよ。だから、何でも、土砂災害警戒区域だから説明会をするのではなくて、全部に1回説明会を開いたらいいんじゃないかと思うんですけれども。

私が言っているのは、土砂災害ばかりじゃなくて、水害もあることを想定している。実際、平成10年8月27日にあったでしょう。もう20年ぐらい前なんですけれども、あのときは、その雨量は1時間にどのぐらいあったんですか。そして、24時間はどのぐらいの雨量があったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

平成10年8月末の豪雨、8月26日から31日にかけて雨が降り続いたということでございますが、観測所のあるところということで、まず、湯本の観測所でございますが、1時間当たり最大雨量が45ミリメートル、24時間の最大雨量が215ミリメートル、そして降り始めからやむまでの雨量連続量が535ミリメートルというふうな記録が残っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これだけ当時で降ったということは、すごい量ですね、これ。今は1時間で50ミリメートル降るのがざらですし、24時間で800ミリメートルは平気で降りますから。だから、20年前にその水害あったでしょう。水害あったんだから、土砂崩ればかりではないと思うんです。これ、釈迦堂川の上流で廣戸川のところの三敷橋ですか、そのところが決壊するというおそれ、消防団で一生懸命木流し法などをやった覚えがありますけれども、そういうことになる可能性があるでしょう。あのときは、那須町、白河市、天栄村が主に多かったんですけれども、岩瀬村と長沼町は被害は少なかったんですけれども。だから、そういう可能性も、この土砂崩ればかりじゃなくて、雨が降れば水害も出てくるんですよ。土砂災害、土砂災害と言いますけれども、水害もあるので、安養寺なんか、もう冠水しちゃって大変だったでしょう。総務課長、安養寺の冠水見ましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

あの当時、私も村職員でありまして、当時建設課のほうにいましたので、各現場のほうを見させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、やっぱり全国的に見ると、1時間に50ミリメートル降って、24時間で800、1,000ミリメートルになるときもあるんですか。24時間で400ぐらいは平気で降るでしょう。だから、今、水害に遭う可能性もあるんだから、土砂災害ばかりじゃなくて、水害も考えて、いろんな意味で、避難してくださいとか何かという放送の仕方があると思うんですけれども、説明会があると思うんですけれども。

あと私が言いたいのは、避難準備、避難勧告、避難指示、これちょっと、言われてもピンときますか。避難準備は避難するために準備をしてください、避難勧告は大変危険なので避難してください、避難指示は命にかかわる問題だからという、そういう括弧書きでも書かないと、これはピンとこないんじゃないですか。何ミリになってから避難準備して、避難勧告、避難指示を出すんですか。これは村長が出すようになっていきますね。これ、何ミリからというマニュアルはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

避難行動のためのマニュアルということでございますが、今年度、県のほうからマニュアルを作成するための支援ということで、先日説明会がございました。それに基づきまして、村のほうでもこれからマニュアルを作成してまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、今現在は避難準備、避難勧告、避難指示を出すのは県からの要請で出すんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

雨が降り続いて危険な状態になった場合、県の土木事務所あるいは気象庁のほうから、村のほうにホットラインというか電話が入ります。それに基づいて、避難のための指示なりを出すような形に今現在はしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私が言っているのは、避難準備、避難勧告、避難指示というさっきの命にかかわる問題、それをみんなにこういうことなんですと言わないと。避難勧告出しても、指示より勧告が重いのか、勧告が先なのかとなっちゃうでしょう、これ。だから、括弧書きでもいいから、それを村民に知らせるべきだと思わないですか。そして、避難所は、何で上松本から避難所になって、児渡からずっと先はどういう理由で避難所になっていないんです

か。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、議員のおっしゃいました避難準備、避難勧告、避難指示、確かにこれはわかりにくいところもございますので、実際、村のほうでそういう指示なり勧告なりを出す場合には、もう一言加えて、わかりやすい表現をつけ加えて出してまいりたいと考えております。

また、もう一つ、集会所の中で避難所になっていないところというふうなことでご質問がございました。

現在、村の防災マップにおきまして、西郷集会所、中郷集会所、児渡集会所等につきましては、避難所に指定してございません。その理由でございますが、これらの集会所につきましては、土砂災害の恐れがあります土石流警戒区域に含まれるか、そこに隣接する場所に建物があります。災害発生時、被害を受ける可能性もあるため、それらの集会所につきましては避難所に指定していないというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これはみんな、避難所は上松本以降はないということは説明会で言っているんですか。説明会で村民に知らせたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

防災マップで集会所等の施設、あともう一つが避難所という形で、2つに分けて今は記載しているところでございますが、その中で、全ての行政区に避難所、ここは避難所ではないんですというところの話は、区長さんにはちょっと話をしたかもわかりませんが、地区での説明会という形ではやってはおりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 総務課長、これは説明しないと全然意味がないんじゃないですか。だって、避難所に行って、中郷で避難所なんだから集会所に行ったら、流されたりしたらどうするんですか。最初から、避難所が上松本以降はないですと言わないと、あとは役場に来ないといふとだめですとはっきり言っておかないと、いつ来るかわからないですよ。今は冬だからあれなんですけれども、来年になれば、それまでにちゃんと告知しないとおかしいんじゃないですか。説明会で説明してないという話はないでしょう。肝心なことですよ、一番。どうなんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

ただいまの防災マップの改訂ということで、土砂災害警戒区域につきましても、今の防災マップを策定してから新たに追加になったものがございます。釈迦堂川につきましても、ある程度大雨が降った場合、どこまで水が上がるかというものは県のほうで作りまして、それをこのたびデータでいただくことになっております。

それらを踏まえた上で、防災マップの改訂版、今作成の作業を進めております。その中で、避難所につきましても、わかりやすく指示しながら地区のほうにも説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これはいつまでできる予定なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今年度の事業でやっておりますので、3月末までには作成する予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、28年3月作成したんですね。まだ2年ぐらいしかたたないのに、また新たに。新たにどこが警戒区域になったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

平成30年3月30日に土砂災害警戒区域の新規指定ということで、行政区で申し上げますと、中郷区、児渡区、上松本区、大里北部区、大里中部区、こちらが追加になっております。区域としましては、13区域が指定になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、新たに危険区域が増えたということですか。新たに危険区域が増えたの。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

危険箇所が増えたということではなくて、警戒区域として指定されたということで、新たにその地域が指定されたというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この児渡地区で新たに増えたと言いましたね。場所はどの辺ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

児渡ですと児渡の集落から長沼方面に向かいまして左側のほう、奥になります。村営住宅の向かいの山になります。その辺が指定されたということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、これは、30年度の3月に作成できたら、もう一回説明会をやるということでもいいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

やはり一番大事なところは、今住んでいる方々にとって、近くにそういう危険箇所があるのかわからないのか、あればそういう豪雨のときなんかはどういうふうな対応をしなくちゃならないのか、その辺を自分で考えていただいて、自分たちの身は自分たちで守るというふうな意識を持っていただくことが大事だと考えております。そのためには、やはり各集落、行政区の中での説明会が重要だと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 作成したら、すぐ説明会をやってください。

あと、私一番、天栄保育所と牧本小学校の問題なんですけれども、保育所は土石流危険溪流、土砂災害警戒区域と看板が2つ出ているんですね。これは、何の対策もしないというのは、ちょっといかかかなと思うんです。ゼロ歳児、1歳児、2歳児ですよ、いるのは。あれは、万が一土砂災害なんかあったら、危険な場所、見たところそんなに危険な場所ではないんですけれども、万が一想定外だったでは済まされないでしょう。職員が40人の子どもを外に出すということもできないでしょう、これ。何か方法、対策はとれないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時12分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時14分）

○議長（廣瀬和吉君） 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） お答えをいたします。

保育所の状況というかソフト面についてになりますけれども、水防法等の一部を改正する法律の施行によりまして、要配慮者利用施設の避難態勢の強化を図るため、平成29年6月に水防法、土砂災害防止法が改正されました。それで、浸水想定区域は、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。

それに基づきまして、天栄保育所では、平成30年1月に土砂災害に関する避難確保計画を作成し、5月の避難訓練を実施したところであります。また、これまでも毎月火災、地震、大雨等による土砂災害等を想定した避難訓練は実施しているところです。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私はそういうことを聞いているんじゃないですよ。その土砂災害をとめないとだめだということを言っているんでしょう。だから、そんな避難訓練やっても土砂が来たらどうするのか。避難訓練をやっている意味がないでしょう。

私はその2つ、土砂災害警戒区域と土石流危険渓流を言っているんですよ。だから、そこを何とかとめないで済むと、そういうことを言っているんですよ。

大雨による土石流が発生するおそれがありますから十分注意してくださいですよ、これ。土砂災害警戒区域は、大雨や地震により土砂災害が発生するおそれがありますから十分注意してくださいという2つの看板があるんですよ。だから、避難訓練やったり何だりして、それが流れてきたらどうするんですか。そこを何とかとめないで済むと最初から言っているんですよ。避難訓練どうのこうの言っている場合じゃないんですよ、私はそう思うんです。

私、現場確認してきましたけれども、そういう問題ではないと思うんですけども、どうですか、保育所長。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は命が大切だと言っているんですよ。想定外の土砂が来たから避難できませんでしたと、それでは済まないということですよ。40人ぐらいいるんでしょう、子ども。40人の子どもをどうやって出すんですか、職員何人いるのか知らないですけども。

そのために、L字型を入れるとか、擁壁やるのか、それを私は聞いているんですよ。だから、このまま野放しにしておくのはおかしいと私は言っているんですよ。それを、あんたら、もう全然そういう危険さを感じていないんですか。広島だって岡山だって土砂災害あるんですよ、それを言っているんですよ、私は。命が一番大切なんだから、それを避難訓練やっているとかがそういう場合じゃないでしょう。流れてきたらどうやって避難するの。

私は、その前に、もうとにかく土砂が流れないように手配をしなくちゃいけないと言っているんですよ、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっばりご指摘のとおり、そのこの箇所については、私も危険性は感じております。しかしながら、今すぐそこに砂防なり何なり築くというのはなかなか厳しいものですから、今、保育所長が言ったのは、その事前にソフトの部分で避難訓練を実施して、そのための態勢をとっていますというようなことでお話しをしました。

私もそこは感じているものですから、そういうところに保育所が、最初はそこが指定されていなかったから保育所を建てたわけなんですけど、その後、県から指定を受けて土砂災害の危険区域というようなことをございますので、今後、前にも全員協議会の中でお話しをさせていただきましたが、保育所の移転というのも視野に入れながら、あそこ全部を砂防ダム等で防ぐと言っても、なかなか広島でも土砂災害があって、砂防ダムができたから避難しないでいたのが、もうそれ以上の、今議員おっしゃったように想定外が起きて、土砂に巻き込まれて亡くなってしまったというようなことが発生したものですから、これは今後のこともやっばり見まして、移転を視野に入れながらそういう対応策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今すぐ、そんなに工事費がかかるだけではないと思うんです。私は、夏までに、大雨降る時期までに、何とかその土砂災害を防ぐために何か方法はないかと思っているんですけども、今年やろうと思ったのに、今年はできなくて来年だったのに土砂災害来たらどうするんですかと私は言っているんです。

だからそれを、一番危険区域だと思うんです。これ、看板2つあるんですよ。牧本小学校は1つしかないですけども。これはなるだけ早急にやってもらいたいと思うんですけども、ぜひそれはお願いしたいと思っております。

あともう一つ、竜生ダム。竜生ダムは決壊する恐れはないんですか。地震とか大雨のとき、どういう方法をとっているんですか、大雨降ったときは。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

竜生ダムの対応でございますが、大雨洪水警報、それから地震に関しましては、竜生ダムにある地震計のその震度によりまして、現場に直ちに向かいまして、停滞の異常等の確認、それから県への報告というふうな対応に当たっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、地震によって、大きな地震が来て竜生ダムが崩れるということはないんですか。要は震度何度まで耐えられるんですか。藤沼湖の問題もありますので、どのぐらいか、それは把握しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

これは県の設置しているダムでございまして、そちらからも具体的にその震度がどこまでとか、例えば6までとか7までというような、そういった具体的な数字の提示は受けておりませんので、想定外ということもあるかもしれませんが、今の時点ではあそこのダムが決壊するおそれはないであろうというようなことで説明を受けております。

しかしながら、いざ決壊した場合に、どのぐらいのエリアで浸水するのかというようなことは防災マップにも入っておりますので、そういった部分も万が一ということも視野に入れながら対応には当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この防災マップを見ると、中郷集会所ぐらいまでですね。そこまでしか浸水しないんですか。児渡までは来ないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

防災マップに記載しておりますエリア、今、議員おっしゃったように、中郷地区の手前あたりまでというようなことで想定をされているところでございます。児渡までは来ないであろうという想定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この中郷集会所までなんですけれども、中郷集会所でどのぐらいまで。膝上とか、どのぐらいまで浸水する想定なんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

想定マップには色分けして、どのぐらいの浸水の高さがあるかというような表示がされております。

中郷、一番末端の部分ですと、50センチメートルから1メートルの間ぐらいが最大であろうというような想定になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その資料は村民に配ってあるんですか、それ。課長が今持っているはみんなに配布してあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

このマップが作成されましたときに、関係する行政区に対して説明会を開催して、住民に対する説明を行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それはいつ完成したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

正確にはちょっと調べないとあれなんですけれども、平成21年度だったというふうに記憶をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、21年に説明会をやって、後はしていないということですね。21年に1回説明しただけですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 最初の説明会をやった以降は説明会は実施しておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 課長、これ、3年に1回とか、そういうのは人間は忘れますから。

後、全戸数にそれを配ったらいいんじゃないですか。私は、八十内地区のあの辺にも親戚がありますから行くんですけれども、もしわからないで行って、上がったらどうするんですか、これ。全然知らないで、全戸数にあの危険がここまで行きますということ、近寄らないでくださいというのを全世帯に配布すべきじゃないですか。そう思わないですか、課長。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

先ほどの私の説明の際用いたマップにつきましては、関係する住民ら、行政区にお配りはその当時しておりました。現在は、全戸に配られています防災マップのほうに同じような情報を載せておりますので、今後、その改訂版に合わせて実施する説明会におきましても、その情報も加えて住民の方にご説明を申し上げたいというふうに思います。よろしく願います。

たします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） こんな点々で、全然。もうちょっとわかりやすく書いていたらいいんじゃないですか。全然、見づらくて、何の点々かと思っていましたよ、この赤い線が。だから、それは、あのダムが決壊した場合、ここまで来るということをはっきりしないと、これでは見づらくてしょうがない。何の意味でこれが赤くなっているのかわからないですよ、これ。だからはっきり、この文字も老眼の人は見えないんじゃないですか。もうちょっと大きくしたらいいんじゃないですか。何でこういう小っちゃくつくるんですか。文字、これ、何ページもないんでだから、老眼の人も見えるように大きくしたらいいんじゃないですか。その点は。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

竜生ダムの決壊時の範囲がわかりづらいというのはございます。これにつきまして、もう少し改訂版ではわかりやすく表示できるようにしたいと思っております。ただ、大きさにつきましては、ちょっと同じぐらいの大きさにはなってしまう予定でございますので、できるだけわかりやすくということで、その辺は考慮していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今、本当にどこで災害が発生するかわからないですから、これはもう、はっきりみんなにわかりやすく書いて、ああ、ダムが決壊すればここまで来るんだとか、地震であればここまで来るんだというのがわからないと、みんな避難する準備もなくなると思うんです。

ちょっと話、また戻りますけれども、保育所と牧本小学校、牧本小学校も私、現地確認に行ってきたんですけれども、何十年前かに土砂崩れがあったと言いましたね。そして、体育館が潰れて、そちらに建て直したと言っていましたね。それが何年かわからなければしょうがないんですけれども、実際そういうことがあって、その擁壁をつくったわけでしょう、その当時。見たら、大分古くなっているみたいなんですけれども、昭和何年かわかりますか、平成か。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは私の記憶なんですけど、私が小学生のときに体育館が潰れて建てかえたというような記憶が残っておりますので、やっぱり四十五、六年から50年前ぐらいかと。後でまた、今、

全然手持ち資料がないものですから、そこは詳しく調べた中で、日にちについては。大体そのころだというようなことで認識をしていただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、私は牧本小学校も危ない、天栄保育所も危険性がある。私は前から言っているように、保育所の移転と小学校の統合の問題。もうお金がかかるならば、その統合のことも考えなくちゃいけないと思うんですけれども、私、6月に一般質問したんですけれども、教育長、その辺は進んでいますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答え申し上げます。

統合・再編についてでございますけれども、児童・生徒数の減少化と校舎の老朽化、また、今議員ご指摘のように自然災害の回避を含めて、本村あるいは教育委員会にとって、幼稚園も含めて、保育所も含めて、小・中学校の統合・再編をどうするかというのは、現時点での行政課題の一つでもあります。

教育委員会といたしましても、統合・再編の問題については、昨年度2回、教育関係施策に係る意見交換会や、今年度6回の学校運営協議会において、今後の学校教育についての望ましいあり方について話し合いがなされました。

しかし、どの学校も地域とともにあり、どの地域も学校とともに長い歴史を刻んできたということもありまして、学校の統合・再編については、明確な結論づけができませんでした。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、あるいは議員のご指摘のとおり、学校統合・再編については、やはり喫緊の課題であり、避けて通れない問題となっておりますので、今後は、まず今年度中に、今ご指摘ありました幼稚園、保育所も含めて、小・中学校の統合・再編について検討することを目的に、教育委員会の諮問機関として、村内幼・小・中、保育所も考えて、統合・再編検討委員会等を設立したいと考えております。そして、来年度中には、その検討委員会における学校の統合・再編等に関する具体的方策や試案についての答申内容を踏まえて、村や教育委員会で検討し、望ましい、保育所も含めて、保育所、幼稚園、小・中学校の統合・再編への展望や道筋をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、あくまでも提案ですから、無理に統合しろとか何かと言っているわけじゃないし、教育委員会でそういう議題に上がってやっていたら構わないと思います。

そして、天栄保育所の問題は、住民福祉課長ですか、何か進んでいますか、移転の問題は。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

天栄保育所の移転につきましては、本議会に上程しております補正予算の中に、子ども子育て支援事業計画のニーズ調査の委託料を計上しております。来年度、その計画の見直しがありますので、それに伴って、今年度中に子育て世帯の家庭に対してのアンケート調査を行いますので、そちらの結果等を集計しながら移転のほうについては考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、保育所のほうも進んでいるんですね。私は無理には言いませんよ、お金の問題がありますし。いろいろ統合の問題も保育所の問題もそうやって進めてもらえば、命にかかわる問題ですから、そうやって進んでいけばいいなと思います。

2番目の質問は終わります。

3、除雪車の管理について。

天栄村では、防災備蓄倉庫の敷地内に除雪車が駐車していますが、福島県内を見渡しても、野ざらしになっているのは天栄村だけだと思います。

高価なものなので、車庫に保管の上、大事に扱うべきと考えるが、村長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

除雪車の管理につきましては、議員ご指摘のとおり、現在、本庁管内を除雪している5台の除雪車が野ざらしの状態となっております。

村としましても、適切な維持管理のためには、格納庫の必要性を感じており、数年前より国土交通省の交付金事業にて、スノーステーションを整備したく要望を続けてまいりました。しかし、防災事業などを比較しますと、緊急性が低いため交付金配分が著しく低く、予算が確保できない状況が続いております。このため、周囲に簡易バリケードを設置し保管しているところであります。

このような状況から、今後は、格納庫の規模や構造を簡易なもので安価にできないか、また、他の補助事業等で整備できないかなどを検討しながら改善してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、村長、確かにお金はかかります。お金はかかっても、野ざらしではなくて、シートをかぶせるとか何かあるでしょう。あのまま、全然シートも何もかぶせないで、子どもら遊んでいるんですよ、そこで。見ましたか。

だから、出入り禁止とか、危険ですから近寄らないでくださいとか何かあると思うんですけども、シートかぶせるとか何かあるんじゃないですか、金を余りかけないでやる方法が。これは、建設課長ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

屋外に保管してある除雪車が危険だというふうなご指摘でございますが、確かに現在、駐車している除雪車につきましては、周囲をバリケードで囲いまして、進入防止というふうなことを図っておりますが、先ほど議員がおっしゃられますように、子どもが遊んでいるということであれば、安全を確保する上でも改善策を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） シートの問題はどうしたんですか。シートをかぶせるんですか、すぐ。そんなに金かからないでしょう、劣化しますよ。もう間もなく出動するからいいと考えているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今年につきましては、除雪車のほうがシーズンに入りましたので、出動もしくは定位置に配置というふうな形になってきますので、今年については、ちょっとすぐ対応できないとは思いますが、新年に当たっては、その辺を考慮した上で対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、1台、何千万するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

除雪車の種類によっても価格は変動するのでございますが、また、大きさ、そういったものによっても金額は変わります。

除雪機械の金額としましては約1,000万ぐらいから、金額の高いものと2,300万程度になるかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、1,000万から2,300万の間なんですけれども、建設課長、自分の

ものだったらどうしますか。あれ、野ざらしにしておくんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

確かにおっしゃられますとおり、通常、自宅の乗用車等であれば車庫というような形で入りたいというふうには思うわけではございますが、施設等はやはり高額になるというようなことで、これまで国交省の補助ですとか、そういったものは検討はしてまいりましたが、なかなか配分として配分割合が悪いというようなこともございまして、なかなか補助対象になってこないというようなことなものですから、簡易なものでできないかということもございしますが、そういった施設等々を検討して、議員がおっしゃられますように、シートをかける対策であるとか、施設等、そういったものも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） シートをかぶせれば、子どもも入れないし、安全だと思います。そんなにお金はかからないと思うので、ぜひやってください。本当に国土交通省の職員が見たら、がっかりするんじゃないですか、これ。どこでもちゃんとした車庫に除雪車なんかは入っていますよ。

みんな出動式には安全祈願祭やってちゃんとしているのに、天栄村もそういうのをやっているんですか。そういうのはやっていないんですか、全然。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

安全祈願祭といいますか、出動式かと思いますが、安全祈願とあわせて出動式というふうな形で他の市町村では実施しているかと思いますが、天栄村の場合ですと、除雪会議というふうな形で、事業主さんの方々と意見交換会なり指導等を行いまして、機械のほうの整備が整った段階で配置というふうなことになるものですから、一斉に出動式という形ではとっておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それでは、もう3月になったなら使わなくなりますので、シートをかぶせるぐらいはやっておいて、お金の問題ですから、これをすぐつくれというわけにはいかないですし、その辺をよろしく。除雪車を自分のものだからと思うぐらいかわいがってください。よろしくお願いします。

最後に、私からの意見なんですけれども、定例会に一般質問して、担当課の人らの何の回

答もないんですね、進捗状況も何も。小山課長は、成人式の話したら、みんなアンケートを
までいにやる人もいますし、熊田課長みたいに、認知症予防にこういうふうにやっています
と説明する人もいますけれども、何の説明もない人もいますよ。だから、私は12月に一
般質問するんですから、もう3月前に進捗状況をこの辺に。私は、あくまでも提案ですから、
提案は、やっぱりお金がかかり過ぎますからだめになります、これは廃案になりますでも構
わないんですよ。だから、これはちょっと時間かかりますという、やっぱりその回答が私は
ほしいんです。

それだけお願いして、一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

暫時休議をします。

3時まで休みます。

(午後 2時50分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

◇ 円 谷 要 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君質問席登壇]

○2番（円谷 要君） それでは、村議会規則に基づきまして、通告どおり2点ほど質問をさ
せていただきます。

まず第1に、今現在作付けされております天栄ブランド米（特別栽培米）の対応について
お伺いします。

毎年農業情勢が変化する中で、村としてはブランド米（特別栽培米）をどのような方法で
これから取り組んでいくのか。また、その取り組みについての計画をお聞かせ願えればと思
います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村における特別栽培米につきましては、平成21年度から本格的な栽培が始まり、平成29
年度には、コシヒカリで156ヘクタール、ひとめぼれで17.6ヘクタールが作付けされてお
ります。

米をめぐる情勢は、全国ベースで、主食用米の需要量が年々減少している中、平成30年から、国による生産数量目標の配分が廃止され、米づくりは生産者が自らの経営判断や販売戦略で行うという制度に大きく変わり、消費者の需要を踏まえた米づくりの必要性がますます強まっております。

また、国では、中山間地域等直接支払、多面的機能直接支払、環境保全型農業直接支払制度を法律に基づく安定した制度に格上げし、農村の美しい田園風景や豊かな自然環境の保全、化学肥料や農薬を低減した環境にやさしい農業を恒久的に推進していくこととしております。

本村におきましては、今後もこうした制度を活用しながら、農村環境の保全と、環境に配慮した特別栽培や有機栽培による安全・安心な米づくりを推進するとともに、県やJAと緊密に連携し、消費者の理解促進を図り、米需要の拡大を図ってまいります。

なお、過去5年間の作付け状況は、お手元の資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 過去5年間のこれ、資料をいただいたんですけども、過去5年間と質問したのか、今年度の作付けをちょっと教えてもらえれば、平成30年度。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成30年度の作付面積につきましては、コシヒカリ152.1ヘクタール、ひとめぼれ15.7ヘクタール、合計167.9ヘクタールでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 過去5年間と今年度の作付面積を説明いただいたんですけども、平成27年から28年にかけての面積が大分伸びていますが、それから3カ年がなかなか伸び悩みがあるという、この状況についてはどういうふうに村としては把握しているのか、ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成27から28にかけての大幅な増加の要因でございますが、詳細な要因については把握はしていないところでございますが、やはり情勢の変化を踏まえて取り組む方が増えてきたというようなことではないかと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そういう中身についての状況関係の内容は、はっきり言って調べていないということですね、実際には。ただ、それは食味コンクールとかいろいろそういう大会

等を開いて、おいしい米をつくる意欲のある人が増えたということであって。ただ、そこから、今度は28年度からの伸び悩みというのがあるんですね。これはやっぱり、国の政策関連、あとは国の補助等が毎年毎年カットされている中で、なおかつ米をつくるに対して経費がかかり過ぎる、そういう懸念もあって、なかなか伸び悩みがあると思うんです。

そこをいかに生産者に、村としては、今、村長の話では販路拡大を推進して、農協とか県と協議をしながら、提携しながらという話もありましたけれども、今までそういう農協とかいろいろと特裁米についての協議を持ったということはあるんですか、販売等に関しても。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

農協とその特別栽培米の販売に関する協議、話し合いをしたことがあるのかということですが、特にその特別栽培米に関して、販売をこうしてくれというような具体的な話し合いというのは持ってはおりません。

それから、先ほどの増加の要因でございますが、1つございまして、平成27年、28年から、特別栽培に取り組んでいる方に対する環境保全型農業の直接支払交付金という制度ができて、それが交付されるというようなことになったということも栽培面積が増えた1つの要因であるということでお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今説明ありましたように、環境保全型の支払いというのは27年から始まったんですか。環境保全型の補助金というは、平成27年から。

今、平成29年度からですか、その環境保全型の補助金制度というのは、国の枠というのは、もう1つの枠で決まっていて、生産者が増えていけば、だんだんと補助金が減っていく。今年環境保全型のこれに関しては、10アール当たり単価幾らなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

冬期湛水の水のみためる単なる湛水だけだと、基本額が4,000円でございますが、あと調整が入ります。ただ、最終的な分はまだ確定はしておりませんが、4,000円からは若干下がる見通しであります。

それから、冬期湛水プラス畦畔の点検・補強という取り組みですと、基本額が5,000円、これも若干下がるのが予想されております。

30年度の確定額については、まだ確定はしていないという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 確かに環境保全型、私が聞いたのは三千四、五百円前後ぐらいに下がるのではないかという話は聞いたことはあるんですけども、ただ、どういう国の制度、まして村単独の助成なんかありませんから、少しはあるんですか、村の助成は。村の助成もそこに少しは入っているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今の交付単価でございますが、国・県・村の全部を合わせた額でお答えをしたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 国と県と村、ここからの助成で冬期湛水に対しての助成金、補助金があるということではありますが、これが毎年毎年下がっているのが現状なんです。

その中で、この特別栽培米を推進するに当たり、作付者からの意見というのは、こういうものはメリットがあつて、こういうものはデメリットがあるというような意見は聞いたことがありますか、調査したことはありますか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

その環境保全型直接支払制度が開始されました以降、直接農業者の皆様から特裁に関するメリット・デメリットに対するご意見を伺うといった機会は特別設けてはおりませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） やはり村で推進しているわけですね、特別栽培は。推進するだけなんですか。後のフォローはないんですか。考え、ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほど村長から答弁がありましたように、さまざまな制度を活用しながら、環境に配慮した安全・安心な米づくりを推進していくという方針でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） さまざまなというふうに対処していくという説明なんですけれども、生産者が一番欲しがっているのは、高く売ってもらいたい。米価が低いから、特別栽培米を一生懸命つくっているんだから、何とかそういう交渉をしていただきたい。販売は、前にも言われたんですけども、研究会でちょっと質問したことあったんですけども、販売はど

うなっているのかちょっと教えてくれませんかと言ったら、組織にお任せしていますという答弁でした。それから、生産者個人個人も、生産者が自分でやるんだから、推進はやりませけれども、自分でやってくださいというような意味と同じなんです。それは今でも変わらないんですか、そういう考えは。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

販売に関しましては、村が買い上げるわけでもなく、集荷するわけでもなく、やはり集荷業者なりというところと生産者とのやりとりになるというような部分でございます、基本的には。

ただ、議員おっしゃるように、やはり生産者にとって米価が上がるというのは大事な要因でございますので、国や県、それからJAと緊密に連携をしながら、消費の増加を図って、米価の安定上昇につなげてまいるのが村の役割でだろうというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 答弁はそのとおりなんですけれども、誰も役場に買ってくれとは言っていないんです、生産者は。ただ、あくまでも、こういう特別栽培、村が先頭に立って推進していく中で、村は、やはり行政としてバックアップ的にやっていくのは、アンテナショップとかいろいろなこういう知名度を上げていく。それに対して、買い取り業者、農協とか一般業者とか、そういう業者との話し合いを少しでも多く持って、高く買ってもらえるような施策をしないのかということなんです。そうしないと、いつまでたっても、幾ら特裁米をつくった生産者でも、慣行米をつくった生産者でも、農協の買い取り価格は同じなんです。差額が幾らあるかわかりますか、後から来るお金、担当課長。

農協に売った特裁米の一般米、慣行米と差額がどれだけあるか調べたことがありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

毎年聞き取りをしているわけではございませんが、以前、500円の加算をしているんだというようなお話を承ったことがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 高いときには500円もあったかもしれませんが。去年は200円です、差額。岩瀬の清流米でさえ300円です、去年、追加払い。ただ、岩瀬の清流米がなぜ存続しているかということ調査したことがあるんですか、これ、天栄村の特別栽培米をつくる前。岩瀬

の清流米というのは、多分一番早かったと思うんですね、このブランド米として作付けが始まったのは。昭和58年から始まりました。

それに対して、天栄米ですよ、特別栽培米を村として推進していくのに、そういう事前に、近隣でやっているそういう作物を調査して、いいところを取り入れ、できないものは省いていくとかいろいろ計画の仕方があると思うんです。そういうふうな実態調査とかそういうのはやったことがあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

本村における特別栽培が本格化したのは平成21年度からでございます。

その当時の状況につきましては、大変申し訳ございませんが、私は承知をしておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、これからでも遅くはありませんので、まして今度は品種等が変わるみたいな推進の仕方を今やっていると思うんですけれども、これからでも遅くはないんです、近隣のブランド米の状況を調査するというのは。いいところは取り入れればいいです。今現在、天栄村のコシヒカリブランド米というのは、岩瀬の清流米と同じなんです、やっていることは。岩瀬の清流米の肥料を使ってやっているんですから、名前ついているのを、特別栽培米と。農協が提携して岩瀬の清流米の組合があるんですね。有機低農薬米生産組合というのが一番、昭和58年に岩瀬で設立されたんです。それが、現在まで至っているんですけれども、やはりバックアップしているのは農協なんです。だから、岩瀬の収入は多分、岩瀬清流米専用の低温倉庫があるんです。そこにぴちっと岩瀬清流米だけは必ず保管しておく。今は、その天栄米も知名度が上がってきまして、ここ何年か前からは鏡石の倉庫に天栄の特別栽培米だけそこに保管しているんです。だから、そういうふうに農協はいいところ取りなんです。

だからPR、いろんな活動は行政でやります。そのかわり高く何とかしてくれませんかというふうな協議は、これからどんどん持っていけないとならないと思うんです。

そして、なおかつ行政からJAのほうに働きかけて、今までは農協の任意工場というわけじゃないんですけれども、農協は必ず言います。組合員は平等に扱います、生産は黒字です、必ず最後に逃げる時にはそういうふうに言います。今はそういう時代じゃないんです、農協だって企業なんですから。

ならば、やはり今度は、産地間競争をつくるようなその働きかけ、これは行政で、個人ではできません。だから、やっぱりいい米をつくってやって、農協はいい米を安く買って高く

売っているわけですから。今、はたけんぼでも何百から、本当に高い金額で売っています。私がこの前見てきたときには、ちょうど天栄米の和田正博さんの袋があったんです、脇に、特別栽培米。だから、そういうふうに農協はいい米はわかっているんです。いい米はわかっているんだけど、なかなか同調してくれないんです。だから私は、一生懸命特別栽培米をつくって、おいしい米をつくっても、普通一般米の慣行米と同じではしゃあないんです。そして、一般米の慣行米つくっている生産者は、ホームセンターで2,000円もしない肥やしを使っているんです。これだって9俵、10俵は取れるんです、そういう生産者がいるんです。私らがやっている特別栽培米の肥料は、1袋3,700円近くします。もう農薬の指定なんです、農協から指定なんです。だから、そういう高い肥料を使わされて、買い取りは同じ。それではだんだん、面積が増えるとは思いません。

そこを行政がバックアップして、農協と協議をしながら、生産者のために働いてもらいたいというのが私の考えなんです。そういう考えは持ったことないですか。村長でも担当課長でもいいですけども、ちょっと答弁、その考え、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

J Aも合併によりまして大変規模も大きくなったということで、なかなかその天栄のお米だけ特別というわけにもいかないであろうというふうには思いつつも、やはりJ Aに対しては、幾らかでも多く買い取っていただけるような、そういった取り扱いになるようお願いいたしますか、そういったお話はさせていただきたいと思います。

それから、特裁の認証が全農だということで、農協の肥料を使わざるを得ないというような状況もございますので、そういったコスト面での低減といいますか、そういった部分も引き続き農協のほうにもお願いをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） とにかく、今現在、天栄村で特別栽培米を作付けしている生産者は、一般米を作付けしている生産者の倍近く経費がかかっているわけです。それで買い取りは同じというのは、そんなデメリットの状態では、まさか面積が増えるわけないんです。実際、保有米だけをそれで確保して、あとは一般をやって量を稼いだほうがいいとなるんです。数量もやっぱり慣行米よりは大体半たら、30キロから60キロ落ちますから、同じく栽培して。とれない、経費はかかる、買い取りは同じ、メリットがありませんよ、これからは。国の補助金はだんだんなくなってくるんです。ならば、自分の家で食べる米はうまいのをつくろう、売るものは何でもいいや、安いもの使ってやっちゃおう。そういう傾向になっては大変だからこそ言っているんですよ。ならば、やっぱりそれは行政としての働きかけが一番大事だと。

農協はわかります。各地域で合併して、大型合併になって、各地域から理事が出てきて、自分の地元はやっぱり優先を考えますから、理事は。だから、なかなか意見なんかまとまるわけないんです。ならば、やっぱり産地間競争みたいな形に持っていくような話し合いをしていただければ、これはやっぱり、せつかくここまでやって知名度も上がってきて、生産者に負担ばかりかけるといふんじゃ、やっている意味がなくなっちゃう、生産者は。

もし皆さん農業やっていけば、そういう考えになると思うんです。安い肥料を使って多くとって、どうせ自分の家で食べないんだから多く出して、買い取り価格は同じだ、そういう考えになってしまいます。そうならないようには、やっぱり何かのメリットがなければ。これから産業課で取り組んで、私も来年から「ゆうだい21」を作付けしますけれども、やっぱり率先してやれるような仕組みに持っていかないと。だから大変ですよ、これから品種を変えていくと、多分それは、今度は「ゆうだい21」を村としては産業課では推進していますけれども、コシヒカリとの対応はどういうふうに取り扱っていくのか、そこら辺、課長、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

その「ゆうだい21」をどんどん増やしてコシヒカリを減らすと、そういう方針ではなくて、コシヒカリと「ゆうだい21」それぞれいいところのあるお米ですので、それぞれが村のブランド米となるように、これから支援なり推進をしていきたいということで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、これは生産者にお任せということですか。そういうことになりますね。どちらもあるからどちらをつくってもいいですよというのは、それは生産者にお任せで。これだという推進する意欲はないんだね、村としては。こういうのがありますけれども、つくりたい方はつくってくださいと、そういうふうにしかとれませんよ、今の答弁では。これをやればこれだけのメリットがあるんだという、何かやっぱり保障みたいな形ではないんだけれども、意欲を持たせるような措置ができないのか。そこまで考えたことがないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

最終的に、生産者がどんな品種をどんな栽培方法でつくるかというのは、村が強制するものではなくて、それぞれの生産者の皆様が自分の判断で決められるものというふうに思っております。

ただ、「ゆうだい21」、これから推進していくということでございますが、何分本格作付けが始まったばかりでございますので、これから数年間、データなりを収集した上で、こういった取り組みだとこんなふうなお米がとれるといった状況を確認した上で、広くまた推進に努めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） まだ始まったばかりで、多分3年目あたりかな。だから、前にも村長は、農産物をやられたら5年間のいろいろ経過を見ながらという話もありましたけれども、それは始まってまだ3年目だから、やっぱりあと2年やってみて、品質、生育状況、場所によってはどういうふうになるかという、それはきちっと調査するんですね。

じゃ、今までのコシヒカリはどういう調査をやっていたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 村でその生育に関する調査というのは、現実的に実施はしておりません、コシヒカリに関しましては。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だから、そういう意見は何回も聞きましたけれども、個人任せとか、そうじゃなくて、何のために取り入れて推進しようとしているのか。だから、そういう仕組みがなければ、1つの組織の知名度を上げるための賞取り合戦みたいな形でやっているような形しか見えないんです。

そうじゃなくて、一般の方でも、ああ、これはいい、優れたものだ、そういうふうに思ってもらって作付意欲を持たせる、そういう計画はないんですか、考え方、お任せお任せで。

そうしたら、計画があって、先の見えない計画、投げ捨て計画、そういう感じにとられますよ。本人任せ。何のために推進していたかわからなくなりますね、生産者は。そういう考えじゃなくて、もうちょっと新たな考えはないんですか。

岩瀬の清流米の話をさっきしましたけれども、今、岩瀬地区では岩瀬の清流米一本だけなんですよ。二刀流みたいな形でやっても、どちらがどうのこうのと言われても困りますよ、中途半端な推進の仕方では。どちらかとピシッと決めてやっていかないと、「ゆうだい21」はおいしいんだから「ゆうだい21」に切りかえるというような形、最終的には全部切りかえていくんだという、そういう考えを持って計画をさせていかないと先が見えないです、お任せで。そんな政策でよろしいですか、行政として。考えをちょっと、これからどういう考えを持っていくのかお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

全部「ゆうだい21」に切りかえるとか、そういう方針ではなくて、「ゆうだい21」も、例えば高温障害に強いですとか、そういった特性がございますので、そうであればこちらの平場のほう向きかな、湯本のほうについてはなかなか向かないのではないかと、そういったさまざまな条件等を踏まえたデータの収集をしながら、どういった方法でやればこんな米がとれます、この地区ではこういった方法で取り組めばよろしいのではないのでしょうかというようなことを、今、データとして把握をした上で推進していくほうが、生産者にとっても責任ある対応かなというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村としては、産業課としては、もう3年目になるから、研究会がやって、これは実績が出ているわけです。だから、コシヒカリにかわるおいしい米があると、そういう認識があったから、こういう推進が始まったんじゃないですか。そのデータは、そこだけのデータだけで5年間やるんですか。1つの組織のデータだけで。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

30年産までは、確かに議員おっしゃるとおり、研究会の皆さんでしか栽培をされておりました。来年から、議員も含めて研究会以外の方も取り組んでいただけないかという方向になりました。12月の広報にも種もみの注文受け付けに関する記事も掲載して、広く一般の方の取り組みもお願いをしているところでございます。

そういった研究会以外の方のデータも今後いただけるというような状況になりましたので、先ほどからお答えをしておりますとおり、さまざまなデータを収集した上で推進をしてまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、その「ゆうだい21」に対しては、これはまだ3年目だからデータを収集しながらいろいろと推進、その後に推進をしていくというような形をとるといことなんでしょうけれども、そういう段階だから、まだ作付に対するマニュアルはないんですね、できてないということだね。できていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

マニュアル的なものはまだ確定はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 確かにできていないのはわかってはいたんですけども、できていないにもかかわらず、広報等で種もみの注文の呼びかけをしているわけですから、だから、ある程度はやっぱりそういうふうに種もみの注文を受ける、広報紙に載せてやるということは、ある程度、何か作付する人に対するメリットがあるようなことがなければ、誰もそれはやる人がいないですよ。家で保有米だけでもちょっとやってみるかという、そのくらいの考えしか持てないですよ、これじゃ。

だから、やっぱりきちんとやるならば、計画性を持って、何年でこういうようにやる。計画性がないから、いつまでも伸び悩み。だから、今現在やっているコシヒカリなんか全然、ここ3年は伸びない。また減っていますよ、今度。減るね、当然、「ゆうだい21」も今度は入ってくるわけだから。

だから、そういう状態で、天栄米としてのブランド米として、村長は販路拡大を目指していくとは言いかねませんが、販路拡大を目指すには、ある程度物流も確保しておかなくてはならないです、うまい米。それはやっぱり農協と提携して。

だから、私がさっきから言ったように、岩瀬は岩瀬でもうそこできちっとやって、天栄米は天栄米で鏡石にきちっと納めているんだから、農協は確保しているんです。そこから、今度は販売戦略を持って、高く売ったりいろいろやっているわけですから。

そういうノウハウに対して、やっぱり行政としても、もっとじゃ、うちはこういうPR活動もやるし、アンテナショップのほうでもこうやりますから、どんどん活動しますので、その際、何とか天栄米を高く売ると、契約があるわけです。岩瀬の清流米の販売単価をちょっと調べたんですけども、誰も教えてくれません。ただ、後からの栽培米に対しての追加払いが1俵当たり300円だということしか教えないんです。幾らで買っているということは絶対教えないです。多分、私は契約で高く買っていると思うんです。教えないというのはそれ。だから、農協に対する買い取り価格表で買っているのかというと、うんと返答はできないんです。そこへ何かがあるんですよ、行政が働くと。

そしてなおかつ、今、岩瀬管内でブランド米は5種類くらいあるんです。カカシ米とか稲田米とかいろいろ、岩瀬の清流米、天栄米と。一番面積が多いのは、やっぱり岩瀬の清流米です。もう180ヘクタール以上やっています。それは変わらず同じ。

そういうにもかかわらずやっているということは、やっぱりそれに何か特典があるんですよ。最後に、岩瀬の清流米に対しての特典は、須賀川市単独造成で10アール当たり3,000円の助成をする、岩瀬の清流米に対して。だから、やっぱりやめないでいるんです。

大体世代交代して、若干減っているみたいなんですけれども、余りにも厳しくて、その支払いが1回でないみたいで、何回かに分けて支払われるみたいで、だから若い人らはなかなか

かそれについていけなくて、少しやめている方もいるみたいな話もありました。でも、なかなか、まだ180ヘクタール以上やっているんですよ。だから、多分それは、市の助成も入ったり、農協との契約も多分あるんじゃないかなと思います。

やっぱり天栄は、天栄村でもこれだけの知名度が上がっているんですから、それは自信を持って、やっぱり行政としても活動していかなきゃ。農業は基幹産業でしょう。農家が頓挫したら、天栄村もだんだん頓挫していくようになってしまいますよ。だから、それを守るのが行政だと思うんです。

それには、もうちょっとやっぱり積極的に農協とかそういう、農協でなくても大手業者でもどこでも構わないですよ。そういう買い取り業者でも何でも探して、何でもかんで農協が販売しなければならないということはないんだから。それくらいの考えでもって戦略を立てていかないと、これから農家なんか守っていきませんよ。

そういうことで、最後に、なかなか課長では返答できないみたいですから、各課長の返答イコール村長の意見ではないと思いますから、最後に一言、村長、ブランド米に対して、これからどう成長させる、農協といろいろ会議等を多く持ってやるのかやらないか、村長のその考え方、ちょっとお教えいただければ。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

なかなか議員がおっしゃるようなことは、ちょっと厳しいかとは思いますが、それについて、基幹産業である農業、そして米づくりに関しましては、米の食味値の基準を決めたり、さらなるブランドというようなことで、郡山「あさか舞」についても88点という高品質な米づくりでやってはおりますが、周りの方々がなかなかついていけないというような状況もあります。天栄村では80点以上の慣行栽培でもあるものですから、そのおいしいお米、そしてこの特裁米については、機会があるごとにJAにも働きかけをしたり、さまざまところでPRをしながら進めていくというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 販売に対しては、やっぱり行政はなかなかタッチできない面もあるとは思いますが、でもやっぱり、生産者を思っただけければ、どんどん意見等は言えると思うんです。そういうバックアップがなければ、ブランド米としての価値がどんどん下がってきちゃうんじゃないかと思えます。

「あさか舞」は、これは今回ブランド米で出したものは、「あさか舞」として認めてもらうのに3年かかったと言っています、生産者が。それは、県も農協もみんなバックアップしているんです。あれほどテレビの報道でどんどんやって、新聞にも出て。確かに基準は厳し

いですよ、7項目ありますけれども、基準は厳しい。そのくらいやっぱり村でも考えながら、おいしい米をつくっていただくには、やっぱり基準を設けないと。ある程度の基準をクリアしたら、じゃ、天栄の特別栽培、天栄ブランド米として、そういうふうな格付みたいなことをしていかないと。やっぱりそういう規定がないから、何でもかんでもとこうなっちゃいますし、じゃ、余り面倒くさいなら慣行米のほうがいい、またこういうふうになる場合も出てきますから、そこはやっぱり行政として、もう少し力を入れて検討していただきたいと思っています。

天栄村の農家のためにも頑張ってくださいようお願い申し上げまして、1番目の質問は終わります。

続きまして、2つ目の質問ですが、今、村としては村内の子どもに対する予防接種の助成はどういうふうな状況になっているか、ちょっとお伺いします。

毎年子どもたちが受ける予防接種、これは資料もいただきましたけれども、何種類あるか。また、村ではどの予防接種に対して助成金を出しているのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村内の子どもへ対する予防接種の助成について。

子どもの予防接種は、小学校6年生までに予防接種法に基づく定期接種が8種類、計25回の接種と、任意接種ではありますが、本村においては、行政措置接種として実施している2種類、計4回から5回の接種がございます。

これらはいずれも、村が負担している予防接種で、村民の自己負担はございません。また、そのほか、任意接種として3種類ございます。

ご質問にありました、毎年子どもたちが受ける予防接種としては、任意接種ではございますが、季節性インフルエンザの予防接種がございます。これは、任意でありますので、保護者の判断により接種するものでございます。

この季節性インフルエンザ予防接種においては、村に申請することにより、1回1,000円の助成を受けることができます。接種回数は、1歳から13歳未満が年2回、13歳から15歳までが年1回となっております。

なお、予防接種の種類等につきましては、資料を提出しておりますので、ご確認をください。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私もこの資料をいただくまでは、これだけの定期接種、任意接種等がございますけれども、余りにも多くてびっくりしました。

私が今回この予防接種の中身として質問したのは、今年の春先、幼稚園の卒園式にインフルエンザが流行しまして、多くの園児が卒園式に出られないと、そういうやっぱりかわいそうなイメージもありました。ただ、第三者たちはそれで終わっちゃうんです、かわいそうで。

ならば、このインフルエンザの助成に対して1回1,000円が助成されますということは、これは多分、各家庭には内容等は、通知は、広報紙か何かそういうので通知はしていると思うんですけども、その通知をしている中で、今年はまだ始まったばかりですから、昨年度は何回窓口に来て助成を受けておりましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

29年度の実績で申し上げますと、回数で申し上げます。1回接種の中学生で28回なので28人です。2回接種は250件ですので125人です。13歳未満までは2回接種しなくてはいけないので、250件あるので、それを半分していただいて人数になるので、125人が接種しております。中学生以上につきましては、28人が接種している状況です。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 1歳から13歳、13歳から15歳までのものは、それはわかりました。1歳から13歳未満の250回、1人2回だから125人と、そういう意味ですね。

これは、村内の幼稚園、保育所、これは幼児も入るのかな。学校関係の総人数は何パーセント窓口に来て申請したのか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

対象者人数で割りますと、中学生以上の方は18.5%の接種率です。13歳未満に関しましては26.4%となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だから、結局、1歳から13歳未満で26.4%の人しか助成の申請はしないということは、ほかの方はわかっていないということにとられてしまうんですね。知っていないということ、その助成がもらえるのは。多分私に言った村民の方は、わかっていないから言ったんだと思います。それを調べてください、助成あるんですかと言われたんです。だから、多分知っていないと思います、その方は。

だから、その方はやっぱり、3人から4人くらいいるのかな、だからお金がかかり過ぎるという、2回行くと、1回行くと大体1万前後はかかりますと、2回行くと2万前後かかりますと。大変です、村では助成ないんですかと。中身がわかってないんです、その方は。

だから、それはもう少しやっぱり徹底してやるべきじゃないかと思う。もう今、近々にやらなければならない。来年の3月、また園児たちがインフルエンザ流行して欠席者が多くなるようでは、卒園式。小学校も中学校も同じなんですけれども。今が一番大事なときなんです。年内に1回打って、あとは年明けにまた1回打つという、多分間隔あけてやらなきゃならないと思うんです、インフルエンザの場合は。

だから、そういうことで、わかっている人はいいですよ、26.4%の方がわかっているから、1,000円の助成をもらうように申請に来ているわけですから。それがわからないから、経費がかかり過ぎるというのはわからない人の意見であって、それはやっぱり徹底していないということです。そこはやっぱり徹底していただかないと。

本当に、一番はやっぱり、まず本当に私らも卒園式に同席させていただきましたけれども、本当にせつかくの卒園式、入学式に出られないというのは、一番かわいそうな状態なんですね、子どもたちにとっては楽しみにしていることが。それができないというのは一番つらいことなんです。だからやっぱり、確かに1,000円は助成していますというのはわかりました。

でも、何年か前にも、私は学校給食の件でいろいろ質問をして、せつかくブランド米つくっているんだから、村内の子どもたちに食べてもらうのは、当然だと。子どもたちは村の財産なんです、宝なんです。

だから、健康に対する、命にかかわっていることなんです、インフルエンザというのは。確かに子どもを守るのは親の責務ではあります。親の責務ではあるんですけども、団体活動というか、団体で過ごす時間のほうが長いですから、日中は。そういうのは、人が集まるところで蔓延して感染するわけですから。だから、26.4%の方が何回やったか、1回もやっていないと。そういう調査というのは全然してこなかったと思うんですけども、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

やっていない方の調査につきましては行っておりませんでした。村に申請した件数によって、その方イコールやっているものと認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私もやっていないと思っていました。もう、家では親の責務だから親任せ、幼稚園は幼稚園任せ、学校は学校任せ、そういう状態だったと思います。

ならば、これは毎年流行するインフルエンザなんです。毎年あるんです。だから、それをいかに最小限に予防してやるか。やっぱり徹底して調べなければならないです。これは依頼すればいいです、学校とか幼稚園に。書類か何かでチェックリストなどで。何回やりました

か、やっていませんかという調査は多分できるのでは、幼稚園でも学校でも。何も役場でやれというわけじゃない。役場で資料をつくってやって、これ、調査お願いできますかとお願いすればいいです。

そういうようにやって、必ず実施していただく方向。これはやっぱり、今まで1回に対象1,000円助成はしています。助成は1,000円を返すのではなくて、無償でなるべくできないか、ましてや半額近く、半額。一番大事なこと、命にかかわることなんですから。小さい子どもはなおなんです。悪化すればどうなるかわからない。インフルエンザとは言っていますけれども、インフルエンザをばかにしてはだめなんです。

そういう観点から、やっぱり村内の子どもたちを守るのは親の責務ではありますけれども、あと学校、幼稚園、あと最終的には、やっぱり行政なんですよ、バックアップしてフォローしていくのは。そういう計画も立てていく気があるのかないのか。予算がありませんからできませんではだめなんです、人の命を守ることなんですから。

だから、幾らかかるか金額はわかるでしょう、だって人数数えれば何名と。13歳まで掛ける2でやれば幾らと出る。そうでしょう、金額は出ますね、総資金。総計も出ます。それを諮ってもらえばいいわけです。やる気があるかないかの問題です。だめかだめでないかは、それは行政が判断する。最終的には長が判断する結論だと思いますけれども、やっぱり村の子どもたちを守ってあげるという気持ちが大事なんです。そのくらいの考えでやっていかないと。

自分のものは大事にしますね、何でも。自分のもの、先ほども言われたように、自分のものは大事にすると同じで、人の命も大事なんです。子どもらを守るのは親と行政、学校もそうですけれども。そういう考えをこれからも、今、実際近々に迫っている案件なんです。質問なんです、このインフルエンザというのは。

これからだんだんはやってくる、流行する可能性もあるんですから。それに対して、近々でもいいから1回、年内でもいいから冬休みになる前に調査みたいなものを依頼しておいたらどうなんですかということ、そういう計画を持つことはできないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

インフルエンザのワクチンにつきましては、ワクチンによる抗体の有効率がほかの予防接種に比べて低いというところと、あと6歳未満のお子さんですと、有効率が50%から60%と言われております。それで、年齢が低くなるにつれて、その有効率ももっと下がってくるということを国の研究報告の中で検証されております。

そういったことから、村では、全額補助で村の行政措置として推奨しているわけでないと

いうことをご理解いただきたいと思います。

ただ、助成の制度を知らなかったという方がいらっしゃったという面につきましては、周知のほうで徹底できていなかったのかなと思いますので、今後は周知のほうを、もう少し皆さんにわかるように徹底して行っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、その子どもたちに対して、村は1,000円の補助で一切お任せします、やるやらないは親にお任せします、そういう考えなんですね。それでよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもありましたが、インフルエンザにつきましては任意接種で行っております。保護者の責任、判断のもと接種をするものであって、法律上義務づけられているものではございません。

それで、村のほうで積極的に推奨ということですが、そちらにつきましては、アレルギーをお持ちのお子さんに関しましては、副反応を起こす可能性がありまして、アナフィラキシーショックという反応を起こして、呼吸困難に至って、死に至ってしまうとか、そういう問題もありますので、村として全員の方に推奨していくわけにはいきませんので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） そのアレルギーとかそういうのは、基礎的な問題で、それは家族がわかっているわけだから、そういうのがあるというのは。誰もみんな全員というのは、そこまでまとめて全員やれというわけじゃない。そういう反応する方は受けてもらう必要はないですから、やっぱりそれによってショックなり何なり出たら大変なことになっちゃいますから。

そうじゃなくて、健康体な方には、なるべく2回の実施、13未満までの方には完全に2回までの実施をしていただくという取り組みを持ってないのかということを行っているんです。任意だからどうのこうのではないんですよ、言っているのは。わかりますか、命の問題を言っているんですから。国がどうのこうの、任意だからという問題じゃないんです。村は独自で、単独でやる考えがあるかないかをただ尋ねているわけなんです。

まあいいです。それは後で協議していただいて、これは近々に迫ることだから、この助成のことをわからない人のほうが多いと思います。これは、今でもいろんなあれで通知することはできますから、全員補助あるんだから。とりあえずこれは取り組んでください、この通

知、徹底することを。

あとは、その無償にするとか何とかというのはこれからの課題であって、村単独でやるか、やっていくのにどうしたらいいか、それはこれからの考えです。きちっと時間をかけて検討して取り組んでいただきたいと思います。

私の意見は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

（午後 4時05分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成30年12月天栄村議会定例会

議事日程 (第2号)

平成30年12月5日(水曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (10名)

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総務課長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 栄 兼 子 弘 幸 君	天 保 育 所 長
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼
議 会
事務局長 伊 藤 栄 一 書記 牧 野 真 吾

書記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎一般質問

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

◇ 北 島 正 君

- 議長（廣瀬和吉君） 初めに、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。
1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

- 1番（北島 正君） おはようございます。
天栄村議会会議規則に基づき、一般質問を行います。

1、行政区要望事項の実施状況について。

各行政区から毎年要望事項について提出されていますが、それらについては現在、どのように進められているのか進捗状況について伺いたい。

また、実施については、何らかの優先順位があるのかどうなのかも含め行政区とはどのようなやりとりをしているのかも伺いたい。

- 議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

お答えいたします。

行政区要望事項の実施状況についてであります。毎年各行政区からは多種多様な要望が提出されており、直ちに対応できるものから調査検討を要して実施までに数年かかる内容のものもあります。

また、地区としての要望があっても用地等の問題で協力が得られず、実施出来ないものや地権者の受益を鑑みて、公共事業では適さないのではないかと検討せざるを得ないものもあるため、一律に進捗状況を表せないものとなっております。

要望数のみで表現しますと、毎年100件前後の要望が提出されており、要望の実施数は約50件程度であります。

また、優先順位につきましては、防災面等で緊急性のあるものを優先的に心がけているところですが、さきに申し上げたとおり、要望内容によっては直ちにできるものとできないものがあるため、地区ごとに金額規模を含めて、近年の実施状況や緊急性を勘案して大きな偏りとならないよう配慮しながら実施しているところでございます。

なお、行政区とのやり取りにつきましては、要望書提出の際にご相談させていただいております。

そのほか、限られた予算での実施となることから複数年に分けての実施、また、協働の里づくり事業などの住民協働の事業展開もしながら、できる限り各地区の要望にお応えできるよう対応しているところであります。

また、要望は年間を通して提出されてくるため、要望の回答としましては、駐在員の任期が終了する前の毎年11月中には方針や考えをまとめて、各駐在員へ送付させていただいているところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 各行政区からの要望について誠実に対応していると思うんですが、今、文書で回答すると言うんですが、実際、区長さんとどういうふうなやりとりをして回答しているのか、どういうふうなことだかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、事業の実施、できるかどうかその辺につきまして行政区の駐在さんと話をさせていただきながら、実施できない場合についてはその理由等を説明させていただいている。そういうことで、いろいろ打ち合わせをさせていただきながら、行っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、その実施する案件の中に、国・県とか、そういう補助該当するやつが多々あると思うんですけれども、そういうやつについても含めてどうなんでしょうかね。調べてやっているのか、やってないのか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、仮に県管理のところであれば、県の土木事務所等に話をいたしまして、そして事業をやっていただくようなことで話を進めております。

また、補助事業で対応できるものにつきましては、その辺、国・県のほうに話をしながら、村単独で難しいものにつきましては、そのような形で進めております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、12月の末に取りまとめて県に行ったのでは遅いのではないかと思うですね。やっぱり8月の段階で要望を取りまとめていって、9月ごろあたりに県に行ってどうなんでしょうかと、やるべきじゃないかと思うんですが、その辺ひっくるめてどうなんでしょうか。改善する余地があるのか。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

要望につきましては、各駐在さんから12月ということではなくて、12月に新たな駐在さんが改選されれば、1月ぐらいから行政区の要望というのは上がっております。これも、1月だけではなくて、随時要望は上がってきております。それで、その段階で担当課のほうで国・県のほうへは話はしております。12月に取りまとめるということではなくて、12月と申し上げましたのは、1年間、駐在さんの任期の終わりぐらいには、こういう要望があったものにつきまして、今年度実施しましたよとか、あるいはすぐにはできないのもう少し時間をいただきたいとか、そういう形での回答をしているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、区長さんに回答する時期というのが今までの例から言うと何か遅いような気がするんです。だから、あの役は何やっているのかなというふうな感じも聞かれるので、そこらを改善、どうなのかなと思うのですが。もうちょっと、事業を進める上で、もう少し県のほうに行って相談するとかというのを迅速にやるとかいうことをできないものなのかなと思いますけど。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず事業として行う場合には、事前にその段階で駐在さんのほうに、いつごろ行いますというふうなことで、後、終わった段階でもその辺のご連絡は差し上げているところがございます。

県のほうと、県への要望、そういう必要なものにつきましては、すぐ村単独でできないも

のにつきましては、その段階である程度駐在さんのほうにそのような話はさせていただいて
いるところでございます。もし、話が行ってなかったというようなところがあれば、今後、
随時駐在さんと打ち合わせをさせていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） その点については理解できますが、あと一つ、私が提案なんですけども、
鏡石から県道をずっと来ると、大山団地あたりからこっちへ来ると暗くなるんです。だ
から、やっぱり、前にもお願いしたと思うのですが、街灯をもう少し何かの補助事業を見つ
けて、街灯つければ明るくなっていいんじゃないかと思うんですが、前もなかなか区長さん
とのあれがあるから実現するのは難しいんだという話は聞いたんですけども、そういう補助
事業というのはいないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今回、村のほうで行政区に対して補助を行って、今あるこれまでの蛍光灯の防犯灯をL E
Dにするという事業を行ったところでございますが、その際にもいろいろ補助事業がないか
ということで調べました。その中で、補助事業等ではなくて、村単独で行ってきたところで
ございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、なかなか街灯とかそういうのは難しいですね、進捗か
らすれば。行政区から結構要望に上がっているとは思いますが、道路の舗装とか街
灯の整備とかは上がっているんですが、それらについてはなかなか今の段階では、一変に解
決できないという状況なんですね。そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

防犯灯について、まずお答えをさせていただきますが、防犯灯につきまして各行政区駐在
さんから要望があったものにつきましては、前にもお答えしたことがあったかと思うので
すが、現地を確認しながら必要だと思われる所には村単独ではございますが設置してきて
おります。昨年度平成29年度は、20カ所ぐらいは設置いたしました。今年度も行政区から要望が
あったもので、6カ所は今設置をしたところです。確かに、補助がない中ではございますが、
行政区駐在さんのほうから要望がありまして、必要だと思われる所については現在設置を
しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北畠 正君） では、わかりました。

次に、2番の質問に移りたいと思いますが、幼児教育・保育の無償化について。

国では来年度から、幼児教育・保育の無償化にする政策を掲げていますが、その内容に対して、村としての取り組みについて伺いたい。

また、小・中学校において教科書等は無償化されておりますが、給食費は保護者にとって経済的な負担となっております。少子化対策の一環として保育所入所者負担金や幼稚園預かり保育料の無償化、さらには小・中学校の給食を無料化するか、あるいは軽減化することは考えられないのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 幼児教育・保育の無償化についてお答えいたします。

3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園・保育所などの利用料が無償化されることが国からの方針によって示され、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指しているところです。まだ、具体的な手続等については、現在、国においても検討が行われている状況でございます。

村では、子育て支援の一環として、平成20年度より、3歳から5歳までの幼稚園授業料の無償化を実施しているところでございます。

また、小・中学校における教科用図書は、議員がおっしゃるとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条により、国が無償で給付しております。

ご質問の少子化対策の一環としての無償化につきましては、初めに現状を申し上げますと、保育所の利用者負担金は現在、多子世帯や同時入所の利用者負担金の軽減を行っており、また他市町村と比べても低い設定となっております。

次に幼稚園の預かり保育料は、月額で天栄幼稚園が6,500円、湯本幼稚園が2,000円となっております。保育時間の違いにより差が生じております。

村では、国が無償化を実施する2019年10月1日より0歳から2歳児までの保育所利用者負担金について、住民税非課税世帯のみを対象として無償化、また、幼稚園預かり保育料も無償化する予定でございますので、ご理解いただければと思います。

また、学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条第2項において、給食費は保護者の負担と定められており、本村においても法に基づいた経費負担により運営を行っております。

ご質問の小・中学校の給食の無償化あるいは軽減化におきましては、基本的に「食」の部分でありますので、受益者負担の考え方が適切であろうと考えております。

今後は、県内市町村の動向を見ながら、研究していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 現在、新聞の報道によりますと国が2分の1、県と市町村が2分の1ずつだから、負担するということなんですけど、実際保護者の方は今言った0歳から3歳までですね、無償になるんじゃないかと思うんですけど、それはどういうふうな、村の中でもどうなっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

0歳から2歳児につきましては、非課税世帯のみが無償化されるということで言われております。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうすると、今までどおりですね。

ちょっと変だけれども、ただ、実際、所得割でまた階層別で保育料なんか取っているんですけど、幼稚園はもう無償化になっていますからいいんだけど、それにしても一律にも非課税世帯だけというだけで、無償になるところと有償になるところが出てくるのが、そのところがちょっとどういうふうになるんだか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

保育所のみで申しますと、非課税世帯の方は今現在、3,900円月額いただいている状況です。その方々が無償化になることで、0円になります。あと、現在は先ほど村長の答弁でありましたが、多子世帯の軽減、それから同時入所の半額、それからさまざまな要件に該当しますと無償で0円という方も33人今入所していますが、0円の方が4人ほどいらっしゃる状況です。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） その残りの方を、公平の原則があるのですが、無償化するか、保育料をもっと下げるといふことは、国の2分の1の部分でできないのかなと思うのですけれど、実際、保護者の負担をゼロにするという政策をとってみえたのだけれども、その村の4分の1の負担の部分はどうなのか。その中でできないものなのか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、33人入所しているうち無料の方が4名、それから半額でいただい

ている方12名、それから多子世帯による軽減を受けている方が4名、計20名いらっしゃいます。何らかの軽減を受けている方が20名いるということで、あと、ひとり親に関しましては年収500万円から600万円くらいまでは、1人目が3,900円で、2人目はもう無償になっております。保育料を基準どおりいただいている方につきましては、年収の高い方々で、低所得者に関しましては、何らかの補助がされているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、保育については、わかりました。

今度、給食の関係なんですけど、さっき村長の答弁でもありましたけれども、学校給食法では施設、設備費や人件費などは学校設置者が負担し、それ以外の経費は保護者の負担ということなんですね。県のホームページから平成28年度の県内の学校給食の実態というのを引っ張り出したのですが、その中で、低学年ですと1食当たり277.42円、中学年だと277.55円、高学年だと277.41円、中学校ですと323円と48銭ということなんですけど、小学校平均値の、年間実施予定回数というのは182日となっています。単純に計算すると5万514円掛ける小学校の児童数が248人と聞いてますんで、それを掛けて1,252万円、材料費だけで。中学校ですと、5万6,910円掛ける155人で、882万1,000円、計2万1,348円になるんですけど、それについても、国のほうでは少子化とかなんかの対策の関係で、補助でアップするとか、なんかそういうやつというのはないんですかね。今の給食法の中では設備とかそういう人件費に対しては村が、国が補助出してやっていくということなんですけれども、材料費まではどうなのか、どうなんですかね、そこらは。ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

食材についての補助ということでございましたが、先ほど答弁にもありましたが、学校給食法第11条第2項のほうに給食の整備等にかかる以外の部分、いわゆる食材なんですけれども、そちらは保護者の負担と定められておりまして、補助等の規定には現在のところはないというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、ホームページなんかを見ると、給食費無料だという市町村が出てくるんですね。そういうところは、やっぱり材料費までを出していると思うんですけど、そういう点はどうだったんですか。調べていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

確かに、県内においても給食費、食材のほうを無料化にしている市町村がございます。そちらのほうは、その自治体の施策といたしますか、そういった形で無償化になっているというところで認識をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、これから少子化対策と国は大きく取り組んでいるわけですけれども、天栄村だって若い夫婦に住んでもらいたいという施策を持っているわけですから、やっぱり今の児童・生徒数で言う小学校が248名の中学校が155名、これからどんどん減っていくわけですよ。だから、せめて食材費の2分の1なり負担して、天栄村はこういうふうにやっているんだよとなれば、ほかの市町村から若い夫婦から見れば、移住するためにも魅力的になるのではないかと思うのですけれども、そういう観点はどういうふうに考えていますか。また、今までどおり学校給食法に基づいて料金をとるような形で考えているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

食材に関する負担なんですけれども、保護者に負担していただいている給食費は実際に食する食材の部分であります。受益者負担の考え方がベターであると考えております。また、教育の面から考えた時に、やはり食を通しての食育とか一生懸命働いている親への感謝、また生産者に対する感謝というような心の教育も大切でありますので、その辺は保護者のほうにご負担願えればと考えております。

なお、答弁にもございましたが、今後は県内市町村はもちろんのこと、近隣市町村の動向を見ながら研究していきたいとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうすると、もう一步踏み込んで、やっぱり少子化対策を訴えているわけですから、3分の1なり、2分の1がつらいとすれば、2,000万ですから、2,000万のうちのせめて3分の1とか2分の1とかって、村で単独で出したらどうなんですかと思うんですけど。そういうのも、やっぱり近隣の市町村を見て考えてしまうのですか。やっぱり天栄村だから、天栄村はこういうふうにしてるんだよと言ったら、やっぱり若い夫婦も魅力を感じると思うですよ、天栄村に住んでみたいという人が。そういう点も考えて、ここに大きく考えてはどうなんですかね。最後に聞きたいんですけど。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように給食無償化にして移住定住、多くの子どもたち、家族が天栄村に来るのであれば、これは即実行してまいりたいと思っておりますが、いろいろなアンケート調査をした中でそれよりももっと、住宅の手当であるとか、そういうところを応援してございますので、あとはその天栄の子どもたちについては、子育て支援策、さまざまな支援策を他市町村より多くやっているものですから、そういうところもまたPRをしながら、よりまた今後多くの声があるようであれば前向きにそこは考えていきたいと思っておりますが、今のところはまだその給食費を無償化してくれというような声はまだそんなに上がってきてない、また私のところにはまだ全然来てないような状況でございますので、そういったところ、先ほども私も学校教育課長も申し上げたとおり、研究してまいりたいというようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 限られた財源の中でだと思っんで大変だと思っんですけど、その辺含めて前向きにいろいろ考えていってやっていただきたいと思っいます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君の一般質問は以上で終了します。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

○8番（熊田喜八君） 一般通告を2点ほど通告しておりますので、2点ほど一般質問させていただきます。

1点目、定住促進住宅の家賃滞納について。

9月の定例会での決算認定で、1年間以上も家賃を滞納している方がおられることが明らかになりましたが、なぜそのようなことになったのか。一般社会では考えられないことですが、村はどのような対応をしてきたのか。

また、滞納者は何名で、額は幾らなのか。村民の皆様方に対してわかりやすく伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

定住促進住宅の家賃滞納についてであります。ご指摘のとおり、一部の入居者において何月分もの家賃を滞納していた状況がありましたことから、現在、建設課職員一丸となって家賃滞納の解消に取り組んでいるところであります。

家賃滞納の原因としましては、勤めていた会社との契約が切れ、無収入の状態があったことや、会社の勤務体系が変わり、手当等が減少したことが上げられます。

また、入居している世帯の子どもたちが中学生、高校生と成長するにつれて、出費が増えるなどといった家庭環境の変化も家賃滞納の要因と考えられます。

滞納者への対応ですが、督促、催告を行い、それでも納付しない方に対しましては、電話連絡や自宅訪問するなど、滞納解消に取り組んでまいりましたが、退去勧告といった厳しい対応までは行っていませんでした。滞納者とは納入相談を行っていましたが、生活状況を考慮して入居者の立場を優先して対応してしまっていたことも、滞納が増えた一因であると反省しているところであります。

現在、家賃滞納につきましては、滞納者や連帯保証人と退去を視野に入れた交渉を行い、より厳しい対応をとっているところであります。

決算後、これまでに4名の方が完納となり、現在、過年度分の滞納者は4名の方で、滞納額につきましては、約100万円となっております。

現在は、計画的な納入により滞納額も減少してきており、一部解消の兆しも見えてきている状況ではありますが、完納に至っていないため、今後も引き続き徴収に努めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 9月の定例会決算認定のときより随分滞納者が少なくなったということは大変喜ばしいことですが、今現在4名ということですか。4名で100万円の滞納者があるといことです。一番最初に賃貸の契約を結んだときに、そのときの契約書というのほどのようなになっているのですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、契約書はどうなっているのかということですが、こちらにつきましては、入居申し込みということで、基本的には契約書ということではなくて、入居申し込みそれにおいて、その後、審査会を開催しまして、入居者から保証人をとった形で入居というふうな形をとっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 一般の社会では、例えば家を賃貸する場合には、例えば権利金、敷金なり、そして、例えば3カ月ぐらい滞納した場合には撤退してもらおうとか、そういう要項とかそういう規約というのは、全然なかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入居条件の中で、敷金というものがございます。入居の条件の中では、条例上でございますが、3カ月以上滞納があった場合というふうな条項がございます。

〔「もう一回、聞こえない」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 3カ月以上滞納があった場合、退去命令をすることができるというふうな条項がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、9月の決算認定では、たしか18カ月間滞納している方がおりましたよね。その方には退去命令とかそういうことは行わなかったのですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

当時、滞納ということで退去命令を出さなかったのかということですが、村長の答弁にもございましたとおり、勤務体系が変わったという場合等……

〔「もう少し大きい声で話してください」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 失礼しました。職場環境等変わったということですね、手当等こういったものが下がった、または何らかの理由により、生活状況が苦しくなったというふうなこともございまして、粘り強く交渉は行ってきてはおりましたが、入居者に対する事情を勘案しまして、優しい対応になってしまったということで反省しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この4名の方の滞納の金額、名前は伏せて結構ですから、4名の方の滞納の額を教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

11月26日現在の未納額でございますが、ひとりの方が8万円、

〔「8万円ね」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） もう一人の方が25万2,000円、もう一人の方が36万円、もう一人の方が29万円、合計しますと98万2,000円となります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、25万円ということは、1カ月確か約4万円でしたよね、

家賃ね。約半年、36万円も半年以上、29万円も半年以上、まだ半年以上払っていないという方が3名いるということですか。そういうことになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在3名ほどいらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ここで、村長にお伺いしますけれど、私はこの大里の促進住宅に対して、反対したんです。なぜかという、その目的は何で建てたか村長は知っていますか、その20棟の住宅団地の目的は、村長。知っていれば、お答えをお願いします。なぜ建てたか、目的。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

大里小学校が子どもたちが少なくなってきた、複式学級になってしまうというようなことで、その子どもたちを増やすべく、そこに定住促進という住宅を建てたという、私もそう伺って認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私はそのときに、そのお子さんはずうっと小学生じゃないんですよと言ったんですよ。その子が例えば1年生だったら6年過ぎれば、大里小学校を卒業して中学校に行くんですよ。6年間だけであって、継続性がないでしょと言った。ならば、大信みたく、雇用促進住宅みたく、ああいう大きな何100棟くらい入れるような、そして安い賃貸のマンション建設であったほうがよしいんじゃないですかと私はその当時言ったんですけどね。でも結局は、その条件は、私の記憶では、そのお子さんが2人いれば優先的に入れる、そして権利金も敷金も何もないんですよ。20年間をそこに居住した場合には、残金の90万円を返済すると、その借主さんのものになるというそのような説明だったんです。大山団地で例えば同じような家を買った場合には、土地は大体大山団地の場合100坪ぐらいありますので、ちょうどその当時に私の知り合いも同じような家を買ったんですけども、頭金500万円入れて、20年間でたしか5万4,000円くらいのローンですよ。片方は、お子さんがいるだけで優先的に入れる。大山団地の場合は頭金を500万円入れて、あとの1,400万円の建物ですよ、敷地から全部入れて、でローンですよ。これはおかしいんじゃないですかと私はその当時言ったんですけど、今の村長にはそう言っても仕方がないことですけども、私はそれ自体がおかしかった。そんなに待遇のいい、頭金も払わない、権利金も払わない、敷金

も払わない、そして家賃も滞納するという、こんなこと村のほうで、なぜこのままにしておいたのですか。その理由がわからないですよ。普通一般常識では3カ月間だ、3カ月間入れば敷金とかそういうのを差っ引いても、撤去されますよ。まだ半年間も払ってない方が3名いるということは、村長、これはどのような考えを持っているのですか。生活が苦しいとか、そんなのは理由になりませんよ、一般社会で銀行あたりからローンを組んだ場合は。その辺は、村長はどのように考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これに関しましては、担当課職員もしっかりと今対応しているところで、これまでも監査委員の皆様、議員の皆様からもご指摘いただいて、ここは滞納している方々に強く催促をして、今順次それが解消してきているところでございますので、今後もしっかりとそこは努めてまいりますので、今、ここまで改善をしてきて、まったく改善しないのであれば退去命令と強く出ますが、入居者の皆さんも少しずつではございますが、ちゃんと支払って減額をしてきているというような状況でございますので、この点についてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 理解できないから質問しているんですよ。車のローン、車を買いますよね、あそこに私もこの前行ってきましたけど、みんな車2台ぐらいずつ持っていますよ。車のローンはちゃんと払っているんでしょ、あれ。払ってなければ、ディーラーから引き上げられますから。そうすると、村の対応が甘いということじゃないですか。そうじゃないですか。一般の方はまじめな方は、車も家のローンもちゃんときれいに払っていないと、車は引き上げられますよ。家も競売にかけられますよ。大山団地で何件も競売にかけられた家がありますよ、やっぱしローンを滞納して。不公平じゃないですか、同じ天栄村に住んでいて。自分の家を求めて、自分で家を買った方は、会社が倒産したなり、会社が首になったりした場合にはその方々は家を競売にかけられました。そのぐらいの厳しさがないと不公平じゃないですか、同じ天栄村に住んで。大山団地だけは、何の対応もしてもらえないですよ、別に。ローンを払えないからって、村から何の保障ももらえないですよ。そこは、権利金も頭金も何も払っていないんですよ。ただ、子どもが2名いるという条件だけで入れたんですよ。村長さんにはこう言うのは酷だかもしれないけども。だけれども継続ですから厳しく言うておきますけれども、この6カ月間の方々は、3名の方々は、その前は幾らだったんですか。幾らって、私の聞きたいのは、この方実際25万2,000円の方、36万の方、29万の方は、11月現在までは幾らだったんですか。幾ら払って今残金は幾らになっているんですか。この8万円

の方はいいですけども、あとの3名の方は残金が幾ら払って、現在は今月の何月までに滞納した金額の幾ら払いましたか。そして、残金は幾ら。その辺を教えてください。そうすると誠意があるとわかりますから。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

〔「2番目の25万2,000円の方は、11月までに幾らだったんだか教えてください」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 年度当初といたしますか、決算の段階での滞納額としまして、1番目の方が34万3,000円。

〔「34万3,000円」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 6月が25万2,000円、9万1,000円の納付でございます。

〔「そういうふうにはパッパッパと言わないで、2番目の方は滞納額が幾らあったんですかって聞いてんの。そして、今、25万円だから幾らお支払いしたんですかって聞いてんの」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 34万3,000円の滞納で、9万1,000円の納付でございます。

〔「2番目は」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 2番目が60万円の滞納で、24万円の納付でございます。

〔「3番目は」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 100万円の滞納で、71万円の納付でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると村長さんが言うとおりに、やっぱり9月の決算認定で質問されて、ある程度の役場の職員の方も努力したということは認めます。34万円の方が9万円、2番60万円の方が24万円払った、100万円の方が70万円払ったということは、やっぱり厳しくすれば払うんですよ。だから、このように今まで滞納を見逃したと言え失礼に当たるかもしれないが、簡単に集金に行く人は私もわかりますけれども、でもこれは村の税金で建てたものですから、来年3月までにはちゃんときれいにしてもらいたいですね。村長自らこれやる気持ちがあるんですか、これ、率先して。お答えください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

努力はしていますが、いろいろと家族の事情もありますから、3月末までにとすることはなかなかその家庭の事情も鑑みながら、そこは厳しくいきますが、子どもさんも多い家庭も

あったり、いろいろ事情もあるので、そういったところも見ながら進めていきますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほど言ったとおり、事情はどこにでもあるんですって。大山団地なんて何十軒競売かけられたか知っていますか、払えなくて。かわいそうですよ。あそこでは、頭金も払っているんですよ、500万円とか600万円。その金は戻ってこないんですよ、あの大山団地の場合は。頭金600万円金払って、そして銀行ローンを滞納するでしょう。そうすると家が目減りしているから、500万円の金は戻ってこないんですよ。そのほかに、まだ100万円とか200万円支払わなくちゃだめだということで競売にかけられるんですよ。ここは、頭金も何も払ってないんですよ。それで、賃貸だったら、権利金とか敷金も取られるんですよ。これも取ってないんですよ。この場合は、3カ月間とか半年間滞納したからって、撤去したといったらば、村の赤字になるでしょう。権利金も敷金ももらっていないんだもの。何とか取らなければだめでしょう。車の差し押さえをすとか、何かそういう方法は考えないんですか。3月いっぱいまでに滞納した場合には、車を差し押さえますとか。私は、監査のときにはそれやりましたよ。100万円以上の滞納の方々には車を差し押さえなさいって、当時の税務課長に。恐らく村にその機械があると思いますよ。買うように言いましたから。だから例えば、3カ月前に対応しなかったならば車を差し押さえしますよ。そういうことは考えたことはないですか。それはない。よその市町村の場合は、そういうことやっているんですよ。郡山市あたりは外部がやるんですよ、集金というのは。役場の職員ではないんですよ。もっとも金額が莫大ですから、年間で40億円ぐらいの滞納者がいるわけですから、役場の職員だけではやりきれないから外部の方がやっているんですけども、そういう場合は水道の場合は水道をとめます、あと固定資産税とかそういうのですけれども、そういう場合は、車を差し押さえます。そういう機械で、そういう機械を村でも買ったんじゃないですか。あるかないか答弁してください。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

買った年数まではちょっと把握はしていないんですが、1台タイヤロックの機械がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私が監査委員会にいるときに、タイヤロックを買って差し押さえなさいまで言いました。余りにもその滞納者の金額が多いのでね。苦しいのはわかります。でも、このように滞納していることに対して私は認めるわけにはいかないんですよ。なぜかと

いうと、滞納して払い切れなくて競売にかけられて、そういう方も私は実際に見ているから。その方々には何の助けようもなかったんです。私に家を買ってくれと私に来られましたけれど、家を2軒も3軒も買う必要ないですからね。とにかく、これだけ進んだことだけは認めます。今後とも来年の3月まで様子見て、そのときまでにもう一回税務課長のほうにしますから。そのときに滞納者がまた増えたようなときには、毅然とした態度をとってください。それできますか、村長、答弁してください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その滞納については、明らかに悪質だというような場合には毅然とした態度をとりますが、当人がいろいろ話を、協議をしていくなかで、支払いますと言ってきている中では、そこをしっかりと見ながら、村でも対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 意外とこれ村長、18カ月間の方は滞納全部、結局は全額払ったんでしょう、18カ月の人は。残ってないのだから、そうでしょ。でも、9名が4名に減ったということは、飛び火はこれ以上しなかった、抑えたということは、9月の決算にてやったということはよかったですよね。一般質問でもこういうふうに厳しくやってやらないと、私は憎まれても結構です。でも、その村長さんが言うように、悪質とか何かというのは、払わないことがもう悪質なんですから。それが20軒のうち9軒が払わなかったなんてことは、これは異様ですから。そのまま放置しておいた村も怠慢ですよ、これは。とにかく3月まで様子を見ます。

1点目はこれで終わります。とにかく、村長さん、3月までちゃんとけりをつけてください。

2点目です。鳳坂トンネル工事についてですけれども、鳳坂トンネル工事を受注した業者が下請をした業者の中に、建設業の許可を取り消しされている会社があると一部のマスコミに書かれました。それは事実なのか。

また、事実であるならば、工事を進めていく上で問題ないのか伺いたいです。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

鳳坂トンネル工事につきましては、ご承知のとおり県中建設事務所が平成28年に大林組に発注しており、現在、トンネルの本体工事に着手しているところであります。

ご質問の内容につきましては、村において直接関与していないため、詳細を知ることはできませんが、県に確認したところ、「一部マスコミに掲載されている内容につきましては、ご心配をおかけしておりますが、工事の執行に問題はなく、今後の進捗には影響がないように最善を尽くす」とのことでありました。

村としましても、村民の悲願であるトンネルであるため、工事に不安を抱かないよう県に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、工事に関しては工事が遅れるとか、そういうことは一切ないということに理解してよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほどの件に関連して、工事が遅れるようなことはないというふうには伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、村長にもう一度確認します。この問題に対しては、何も問題もないということではなくて、工事には一切、結局は工期には一切問題がないということに理解してよろしいですね。村民の皆さんにもそのようにご説明してよろしいということですね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これはあくまでも県発注の工事で、県から聞いた話なものですから、県のほうは問題ないと、いうことなものですから、私はそのように認識した中での答弁となりましたので、そこについてはご理解をいただければと思います。

また、これが村の発注であれば、そういったことは、きっちりお答えできるかと思いますが、あくまでも県発注でございますので、県から聞いた話で、それは問題ないですよというようなことでございますので、答弁したということです。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） まさか県のほうが村にうそをつくはずはないと思いますので、これは心配ないということで、私も安心いたしました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 以上をもちまして、8番、熊田喜八君の一般質問は終了しました。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時05分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成30年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月6日（木曜日）午後1時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
日程第 2 議案第 1号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第 3 議案第 2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 4 議案第 3号 工事請負契約の一部変更について
日程第 5 議案第 4号 工事請負契約の一部変更について
日程第 6 議案第 5号 平成30年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 7 議案第 6号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 8 陳情審査報告
日程第 9 閉会中継続審査申出
日程第10 議案第 7号 工事請負契約の締結について
日程第11 選挙第 1号 公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について
日程第12 発議案第1号 放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める意見書の提出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 参 議 事 務 局 長	伊 藤 栄 一	書 記	牧 野 真 吾
書 記	大 須 賀 久 美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日に議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第5号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について。

専決第5号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された村長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年11月12日、天栄村長、添田勝幸。

福島県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

記。

福島県市長村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

福島県市長村総合事務組合同規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように改正する。
第11条中「議員」を「組會議員」に改める。

附則。

この規約は、知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行する。

報告第1説明資料のほうもあわせてご覧願います。

専決処分の内容についてご説明申し上げます。

福島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、会計管理者、事務局の設置及び職員、監査委員などの規約改正について、平成30年9月26日に専決処分を行い、10月12日の臨時会で報告をさせていただいたところでございます。

その後、再度、福島県市町村総合事務組合から報告第1号説明資料、新旧対照表にありますように、「議員」を「組會議員」に改める旨、規約の変更について協議がありました。これにつきまして11月12日に専決処分を行ったものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決を行います。

本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 3ページをお願いいたします。

議案第1号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

次ページをお願いいたします。

（別紙）

郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約。

郡山市及び天栄村は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携条約は、郡山市及び天栄村が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 郡山市及び天栄村は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割分担をして連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第3条 郡山市及び天栄村が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

第2項 前項の取組に基づき実施する具体的な事業については、郡山市及び天栄村が協議して別に定める。

（費用分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する費用の分担については、郡山市及び天栄村が協議して別に定める。

（協議）

第5条 郡山市長及び天栄村長は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、郡山市及び天栄村の協議によるものとする。この場合において、郡山市及び天栄村は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

別表（第3条関係）

1、圏域全体の経済成長のけん引に関する取組。

取組、内容、郡山市の役割、天栄村の役割。

1 産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築。

産学金官民一体となった経済戦略の策定等や、国の成長戦略実施のための体制整備等に取り組む。

天栄村と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に取り組む。

2、新規創業の促進及び地域産業の振興。

新産業・新事業の創出や人材育成、産業イノベーションの実現等、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。

天栄村と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。

次ページをお願いいたします。

3、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大。

地場製品の販路拡大、六次産業化の推進等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。

天栄村と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。

4、戦略的な観光施策の推進。

観光客の誘致や圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

天栄村と連携して、戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組。

取組、内容、郡山市の役割、天栄村の役割。

1、高度な医療サービスの提供。

病院機能の充実・強化等、高度な医療サービスの提供に取り組む。

天栄村と連携して、高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。

2、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築。

主要駅周辺等の整備や広域的な交通体系の整備、空港の利用促進等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

天栄村と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築主体的に取り組む。
郡山市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。

3、高等教育・研究開発の環境整備。

高等教育・研究開発機関と連携し、人材の育成や産業の活性化等、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

天栄村と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組。

取組、内容、郡山市の役割、天栄村の役割。

1、地域医療・福祉・子育ての充実。

在宅医療・介護の連携促進、高齢者・障害者等への支援、子育て環境の充実等に取り組む。

天栄村と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に取り組む。

2、教育・文化・スポーツの振興。

学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動の推進等、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。

天栄村と連携して、教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。

3、広域的な土地利用の促進。

圏域の特性を生かした都市空間の形成や土地利用のあり方に関する調整等、広域的な土地利用の促進に取り組む。

天栄村と連携して、広域的な土地利用の促進に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、広域的な土地利用の促進に取り組む。

次ページをお願いいたします。

4、地域振興。

地域を担う人材の育成やコミュニティの強化、にぎわいの創出等、地域振興に取り組む。

天栄村と連携して、地域振興に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、地域振興に取り組む。

5、災害対策・住民の安全安心確保。

災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。

天栄村と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。

6、環境対策の推進。

気候変動への対応や、自然エネルギーの導入促進等、環境対策の推進に取り組む。

天栄村と連携して、環境対策の推進に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、環境対策の推進に取り組む。

7、地域公共交通の充実。

公共交通の利用促進や生活交通の確保等、地域公共交通の充実に取り組む。

天栄村と連携して、地域公共交通の充実に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。

8、ICTインフラの整備。

ICTプラットフォームの構築やICTの効果的な利活用に取り組む。

天栄村と連携して、ICTインフラの整備に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、ICTインフラの整備に取り組む。

9、道路等の社会インフラの整備・維持。

広域的な交流や地域間の連携を支える道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。

天栄村と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。

10、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消。

食の安全を確保した消費の定着や、地場製品の販売促進等、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。

天栄村と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。

11、圏域内外の住民との交流・移住促進。

多様な交流の促進や移住・定住に向けた情報発信、受入体制の構築等、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。

天栄村と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。

12、圏域マネジメント能力の強化。

人材の育成や多様なネットワークの構築等、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。

天栄村と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。

郡山市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお願いいたします。

構成市町村数は、県中地方12市町村に、郡山市への通勤通学割合10%以上の本宮市、大玉

村、猪苗代町を合わせた15市町村であります。

連携中枢都市圏形成の目的といたしまして、連携協約の第1条にありますとおり、連携をすることで、人口減少、少子高齢化社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができるようにするためでございます。

また、第5次天栄村総合計画の第5章には、「みんなで未来につなぐ村づくり」とあり、広域ネットワークの拡充といった基本施策を掲げております。

本村の特色を生かしつつ、メリットとなる事業を取り入れ広域連携を図ることで、効率的かつ効果的な行政サービスを目指すことや、多様化する村民の方々のニーズにも対応することが可能となってくるものであります。

資料の中段にあります連携協約の概要になりますが、広域連携の進め方としましては、国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき行われており、今般、こおりやま広域連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、協議により連携協約を締結することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りたく、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この事案については、課長からのただいまの説明、それから昨日の全員協議会の説明で、概要については大まかにわかったわけですが、今まで村で、郡山市等々で広域行政圏を協約しておりました。それと今回のこの連携中枢都市圏というのは、文言についてもそうなんです、なかなか飲み込めない部分がございますので、先にありましたその協約と今回のあれは、どこが大きく違った部分が考えられるでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

これまでの郡山広域市町村圏につきましては、県のほうで指定、県の権限で設置をされておりました。今回の連携中枢都市圏構想につきましては、連携する市町村が主体的に設定ということで、県のほうから指定があったものではなく、あくまでも自主的な動きの中で、国の構想もございますが、郡山市さんが中心となって中枢都市となるということでの構想を受けて、各市町村が確認のもと同意、形成を経て、議会の議決を得て、協約をしましたら形成ができるというものになりますので、これまでの広域圏とは内容が、そこが一番違うところであるというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうしますと、この資料について、今まであった契約については廃止

するということがうたわれておりますから、今度新たに、この中枢都市圏に移行するという
ことをございますが、今の説明ではなかなかわからなかったんですが、課長の説明で、具体的
には説明することはできますか。どのようなことが、どのように変わるから、今までのと
はこういうことが違いますということが具体的にわかれば、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

これまでの広域市町村圏では組合という組織を設けておりました。そちらはもう解散して
なくなっておりますが、今回の連携中枢都市圏構想におきましては、各市町村、それぞれ首
長さんが集まる協議会を中心に協議を進めていき、その下に幹事会というのがございまして、
各市町村の担当課長とかが参加しておるもの、またその下には、各事業部署によりましてグ
ループワークを行っております。そのほかに、全域の商工会の会長さんとか、先ほどありま
した産学官民一体となったというところで大学の先生や、産業界の方々と金融機関の方、
医療機関の方、そういった方々のいろんな内容を含めた形で、今回、3月に向けて都市圏ピ
ジョンというのをつくるんですが、こちらに向けて何回も、これまでも協議を行っておりま
して、これに基づいて内容をこれから決めていくという流れになっておりまして、ここが今
までの組合とは違っている、構成自体が違っているというふうに、ご理解いただければと思
います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この資料をタベ簡単に読ませていただいたんですが、村独自で第5次
総合計画策定しております。その部分で、かなり事業的に重複するといいますか、同じよう
な文言が大分入っております。村独自では、総合計画ではできない事業があると思います。
それが、その広域圏でやるというようなことが一番この事業の目的ではないかと思いたすの
で、そのような内容について、こういう事業はやはり広域じゃないとできませんよ、あとは
このような事業については村独自の総合計画に組み入れて取り組めば可能であるというよう
な部分がわかりましたらば、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

資料につきましては、本日議会の資料には含まれておりませんが、昨日の全員協議会の中
で、連携事業の一覧というものをお渡ししたかと思いたす。その中で、やはり今、議員のほ
うでおっしゃられたとおり、村の総合計画とこちらとかぶっているところとか、できる、で
きないというところあるかと思いたすますが、それにつきまして、現在各課でワーキング、そち

らで協議しているという段階でございまして、決定的に現在この事業ですということは、今の現状では申し上げることができませんで、今回この協定を議決いただけましたならば、都市圏ビジョンのほうにそちらを盛り込んでいくようになります。今後は協議がまたグループワークでありますので、その中で、各担当課でもできる、できない、これはメリットがあるとか、普通これは単独ではできないけれども郡山市さんと一緒に、郡山市さんが費用を出してくれる部分もありますので、それを取捨選択といいますか、村としましてはメリットのある事業を取り入れていくという方向で考えておりますので、現時点では、この事業という確たるものはまだお話しできない状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この事業のビジョンの骨子案では、5年間について協定を結ぶというようなことになっておるんですが、これは5年ごとに、やはり協定を結び直す、5年になったならばまた協定を結んで議会の議決を必要とするとか、というようなことではないんですか。これは5年ごとに協定を、また5年過ぎたら結ぶ、また5年過ぎたら結ぶということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今ほど、5年間というお話ありましたが、こちらにつきましては国の交付税措置の5年間が今のところ、ある程度うたわれているものでありまして、この協定に関しましては期間の設けはございません。途中で国の大きな構想が変わったりですとか、地域の情勢が変わったりすれば、いろんな意味でも変更とか、廃止の場合はまた議会の議決をいただくようになりますが、今のところの5年というのは交付税の、国の考え方としての措置を5年というふうに示しているだけでございまして、この連携協約につきましては期間は、周期は設けないものになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、この5年の骨子案というのは全然関係なくて、やはり今協定を結んで、いつまで結んで、半永久的に結ぶのかわかりませんが、社会情勢とか、あるいは、そういうような変化によってその都度協議をするというようなことよろしいんですね。はい、わかりました。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 10ページをお願いいたします。

議案第2号 財産の取得について議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、土地の所在、天栄村大字田良尾字芝草1番3219ほか一筆。

2、登記地目及び地積、山林1万991平方メートル。

3、家屋の所在、天栄村大字田良尾字芝草1番地3219。

4、家屋構造及び面積、木造、亜鉛メッキ鋼板葺、2階建218.20平方メートル。

5、取得の目的、羽鳥湖高原地域駐車場用地。

6、取得予定価格、1,000万円。

7、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字高戸屋39番地。氏名、株式会社エンゼル那須白河、代表取締役、安藤敏幸。

提案理由をご説明いたします。

道の駅羽鳥湖高原、羽鳥湖高原交流促進センターから県道白河羽鳥線を挟んで北側にある土地を駐車場用地等として使用するため購入するものでございます。

説明資料の5ページをお開き願います。

5ページが不動産売買仮契約書でございます。

土地の表示①といたしまして、芝草1番3219、地積が9,866平方メートル。

土地の表示②といたしまして、芝草1番4807、地積が1,125平方メートル。

建物の表示といたしまして、芝草1番地3219でございます。

平成30年11月26日付で株式会社エンゼル那須白河と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

上が位置図、下が航空写真となっております。

赤で囲んだ部分が今回購入する土地の区域となりまして、右側のほうが1番3219で9,866平方メートル、左上のほうが1番4807で1,125平方メートルでございます。

そして、下の写真でございますが、羽鳥湖高原交流促進センター、道の駅羽鳥湖高原を挟んで、県道白河羽鳥線の北側になりますが、こちらが今回購入する予定の土地でございます。

この中に、建物も1棟、現在建っている状況でございます。

ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この駐車場のところにある建物についての利用というのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

以前はコンビニとして使われており、現在は物置として使われているということでございます。村としてはこの後、建物はこのまま使う予定はございませんので、行く行くは解体をして、全体を駐車場という形で使ってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、行く行くはこの建物を取り壊すということなんですけれども、大体、その解体の概算というのはどのくらいを予定しているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

解体につきまして、まだ見積書はとっておりません。今回、建物と土地、一体という形で売買契約をいたしました。この後見積もり等を取りまして、その辺、進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それでは解体については、今後村のほうで解体費用を出すということなんでしょうけれども、あそこの中に資材等々かなりあると思います。それと、あそこの駐車場の東側ですかね、建物の裏にも結構いろんな資材みたいなものがあるかと思いますが、それは引き渡しまでには、きちんと片づけるというふうなことは確約されているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、建物の中の物につきましては片づけるということで話を今、約束というか話をしております。あと、その周り、ほかについても確認をして片づけていくということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、財産取得に至るわけですが、本来の目的をもう一度この場で説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

本来の目的ということでございますが、議案のほうにも上げておりましたように、羽鳥湖高原地域の駐車場ということで、交流センターを中心にイベント等を行う場合に駐車場等も不足するものですから、まずその駐車場用地ということで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） あと前回、全員協議会の中でも防災ヘリコプターの規格が変わるのでその対応できるためとか何かもありましたが、それも含めてでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、ご質問ございました防災ヘリの更新に関してということで、今ある県の防災ヘリ、これが導入しましてもう20年経過するというので、今、更新を予定している、更新を進めているということでございます。今の防災ヘリは、スキットという、車輪じゃなくて鉄製の

枠というか、そういうもので着陸しております。今回更新するヘリコプターにつきましては、車輪式ということで、これまでのスキット式ですと雪の上でも土の上でも着陸できたわけなんです、車輪式ですとやはり舗装したところがヘリポートとして必要だということで、その辺につきましても広域消防組合のほうから話はあったところでございます。

その車輪式につきましては、走行中は車輪を格納することによって巡航速度がこれまでよりも80キロぐらいは早く移動できるというようなことでございます。そのようなこともございまして、万が一のときにはヘリポートとしても使用も考えております。

- 議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。
- 3番（大須賀溪仁君） はい、了解しました。
- 議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第3号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- 建設課長（内山晴路君） 議案第3号 工事請負契約の一部変更について。

平成30年4月24日議会の議決を受けた高トヤ仮置場放射性土壌等搬入物設置工事（2期）請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「1億5,228万円のうち取引にかかる地方消費税の額1,128万円」を「1億5,225万7,320円のうち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,127万8,320円」に改める。

提案理由をご説明を申し上げます。

平成30年4月の臨時会におきまして議決をいただきました高トヤ仮置場放射性土壌等搬入物設置工事（2期）でございますが、こちらの一部を変更するものでございます。

議案説明資料の7ページのほうをご覧くださいと思います。

こちら、工事請負変更仮契約書でございます。

このたび、工事請負額を2万2,680円を新たに減額するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

変更請負額調書でございます。変更請負額を算出する調書でございます。

次のページ9ページをご覧ください。

こちら平面図になります。上のほうが北側になります。

主な変更の理由でございますが、暗渠管の末端部分から集水ますまでの配水管の延長を地形など現場の状況に合わせ布設することとしたため、延長が短くなったことに伴い変更するものでございます。

また、そのほか現場精査により数量を確定したことに伴い変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第4号 工事請負契約の一部変更について。

平成30年4月24日議会の議決を受けた大里中部区仮置場原形復旧工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「5,000万4,000円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額370万4,000円」を「5,159万520円 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額382万1,520円」に改める。

提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年4月の臨時会におきまして議決をいただきました契約の一部変更をするものでございます。

議案説明書類の10ページをお願いいたします。

こちら、工事請負変更仮契約書でございます。

このたび、工事請負額を158万6,520円を新たに増額するものでございます。

11ページをお願いしたいと思います。

変更請負額調書でございます。変更請負額を算出する調書でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら平面図になります。左上のほうが北になります。

主な変更の理由でございますが、当初、工事発注時点におきまして、表土の客土材としまして、黒土として復旧する計画でございました。水田の場合でございますが、図面右側の中央部真ん中でございます。色がちょっと薄くなっていると思いますが、黒土のみでは耕作に適さないというふうなことで、地権者からの要望、意向がございましたので、こちら黒土と赤土を同量で配合した混合土を用いるということで、変更することといたしました。

また、水田以外の、ちょっと少し濃い目の色になっておりますが、こちらは畑地になります。畑地に関しましては、客土材の土壌分析を行った結果、肥料分が少ないということもございまして、地力回復として福島県の施肥基準に基づき県のほうと協議を行いまして、それ

をもとに土壌改良剤を用いて復旧することとしております。

また、のり面の土砂流出を防ぐために張芝、あと排水溝の一部を追加変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第5号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 14ページをお願いいたします。

議案第5号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,781万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,326万1,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

18ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。

(追加)

起債の目的、教育施設整備事業。

限度額、610万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。

ただし、村財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

19ページ、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億円。概算による計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金。ブロック塀や冷暖房設備を整備するため新たに創設された特例交付金でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額7万6,000円。

4目農林水産費県補助金、補正額898万8,000円の減。こちらは農業経営体育成支援事業補助金、国土調査事業補助金、それぞれ額の確定による減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額17万4,000円の減。こちらはそれぞれ額の確定による増及び減でございます。

2目農林水産業費委託金、補正額204万1,000円。広戸川防災ダム維持管理委託金の増でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額8,600万円の減。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額163万9,000円。天栄村デイサービスセンターからの光熱水等使用料、灯油代及び電気代の使用料の収入でございます。

3目過年度収入、補正額1,000円。精算返納金でございます。

22款村債、1項村債、3目教育債、補正額610万円。天栄中学校ブロック塀改修事業及び小・中学校の空調設備整備事業のためのものがございます。

22ページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万7,000円。臨時職員の

通勤手当及び報償品等でございます。

6目企画費、補正額17万3,000円。報酬におきましては公共交通検討委員会委員の報酬でございます。また、委託料につきましては、高齢者タクシー利用の利用者増によるものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額30万6,000円の減。委託料につきましては、額の確定による減でございます。使用料及び賃借料及び備品購入費につきましては、今年度の申告業務から開始する、村から国営の申告データの引き継ぎというものがございます。これに係ります利用者識別番号取得に要する経費でございます。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額7,000円。交付金増に伴うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目放射能対策費、補正額7万7,000円。道の駅季の里天栄に設置しております放射能簡易分析装置の修繕で、県からの補助金が見込まれております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額285万7,000円。委託料では子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査業務の委託料。また、償還金利子及び割引料につきましては、施設型給付費の額の確定によります返納金でございます。

3目保育所施設費、補正額ゼロ。こちらは臨時職員賃金から臨時職員通勤手当の組み替えでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、補正額14万8,000円。こちらは野犬の捕獲器の購入でございます。

5目保健センター施設費、補正額291万2,000円。燃料費でございますが、灯油代として173万1,000円、電気代として37万6,000円の増でございますが、このうち歳入のほうで見えておりましたデイサービスセンターからの歳入が灯油代のほうで133万9,000円、また電気料で30万円を見込んでおります。修繕費につきましては、健康保健センター入口の洗い出しの床修繕、また渡り廊下屋根の修繕でございます。

6目墓地公園施設費、補正額81万8,000円。委託料につきましては、墓地公園北側の村有地、村所有地の樹木の伐採でございます。償還金利子及び割引料につきましては、墓地公園永代使用料の返還でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額143万5,000円。これはそれぞれ額の確定による減と、あと3つ目でございますが、農業用貯水施設改修事業ということで、これは大里東部の坂口池の土砂撤去による補助金でございます。

6目水利施設管理費、補正額408万3,000円。こちらは龍生ダムの水位計の更新に伴うものでございまして、2分の1が歳入でありました広戸川の防災ダム維持管理委託金を見込んでおります。

7目国土調査費、補正額874万4,000円の減。こちら賃金、需用費、委託料でございますが、

県補助金の額確定に伴うものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額444万8,000円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額38万7,000円。需用費で電気料の増、また13節委託料、15節工事請負費につきましては、それぞれ請差による確定の減でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額60万円、こちらは捕獲頭数の増に伴うものでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,400万円。需用費につきましては除雪車の修繕費でございます。委託料につきましては除雪の委託料でございますが、当初予算で2,482万円ほど、例年どおりの予算を見ておりますが、例年雪の量によって補正、毎年行っております。例年の補正を見た上で、今回1,000万円の増額補正を行ったものでございます。15節工事請負費、維持工事請負費でございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額8万円。こちらは消防団員の防災士資格取得の手数料でございます。5目防災行政無線管理費、補正額34万1,000円。個別受信機設置工事の請負費でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額333万8,000円。工事請負費でございますが、学校の空調設備設置工事ということで、大里小学校のパソコン教室、牧本小学校のパソコン教室、天栄中学校の特別支援教室へのエアコンの設置でございます。2項小学校費、1目学校管理費、補正額10万7,000円の減。こちらは確定による減でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額10万5,000円。

以上でございます。議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 疑問に思ったやつがあるんですけども、19ページに国庫支出金、国庫補助金ということで教育費補助金311万8,000円入っているんです。そうすると26ページの教育費、教育総務費の中に、国庫支出金のところに138万5,000円しか計上されていないんです。この差は何なのかなと非常に疑問に思ったものですから、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

まず、19ページの国庫支出金の額311万8,000円と26ページの工事請負費338万円の違いとどうか差ということでよろしいですか、はい。

まず、19ページ、国庫支出金の額なんです、こちらのほう、ブロック塀の対策と冷房施設の対応の臨時交付金が今回創設されたために計上したものでございます。まず、ブロック塀としましては基礎額に対して計算されるんですが173万3,000円ほど、冷房施設に対しましては26ページのものに対して138万5,000円ほど、計311万8,000円となっております。補助率については、基礎額の3分の1となっております。

そして26ページ、工事請負費のほうですが、先ほど総務課長のほうからもご説明ありましたが、大里小学校、牧本小学校のパソコン教室のエアコン、あと天栄中学校の特別支援教室、この教室は今年度新たに創設されたところでありまして、今まで生徒会室だったところを活用しての特別支援教室になっておりましたので、エアコンが設置されていなかったもので今回設置するものでございます。その3教室を合わせまして333万8,000円の工事請負費として計上したものでございます。

失礼いたしました、つけ加えさせていただきます。

19ページの国庫支出金のほうなんです、今回、冷房施設については歳出のほうでは計上いたしました、ブロック塀につきましては先般の9月定例議会の補正予算のほうで、歳出のほうをご議決いただいたところでありまして、そのうちの今回、国のほうから新たに特例交付金のほうが創設されたということで、今回の歳入のほうは計上となっております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第6号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 28ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額6億7,503万5,000円のうちで、歳出を補正する。

平成30年12月4日提出、天栄村長、添田勝幸。

30ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額400万円。地域密着型介護サービス費不足による増でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、補正額17万円。福祉用具購入費不足による増でございます。

8目居宅介護住宅改修費、補正額28万円の減。

2項介護保険サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、補正額11万円。介護予防住宅改修費不足による増でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額130万円。サービス費不足による増でございます。

5項高額医療合算サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額52万3,000円。サービス費不足による増でございます。

7項特定入居者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額583万1,000円の減。3目特定入所者支援サービス費、補正額8,000円。サービス費不足による増でございます。

5款地域支援事業費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万2,000円。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、補正額1万2,000円の減。

なお、今回の補正は歳出のみの組み替えによるものでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

15分休みます。

(午後 2時10分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時25分)

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、さきに総務常任委員会に付託となっておりました事件1件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

[総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇]

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見、措置の順に報告いたします。

受理番号9。平成30年12月4日。放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める陳情について。採択。

原発事故から7年が過ぎ、健康への影響が心配される放射線に関して、国・東京電力と住民が情報を共有し、対策を進め、リスク低減に取り組む「リスクコミュニケーション」は引き続き重要である。事故を起こした原発の廃炉までは30年から40年はかかると言われている。

原子力規制委員会に放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないよう国に対して要請する。

地方地自法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成30年受理番号9、放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 本会議の会期日程等議会運営に関する事項及び委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報公聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報公聴活動。
- 2、理 由 地方地自法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（服部 晃君） 平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方地自法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案がございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 2時38分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的。今坂区仮置場 原形普及工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。1億2,636万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額936万円。

4、契約の相手方。住所、福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字西横山48番地。氏名、有限会社
おおき建設工業。代表取締役、大木義雄。

提案理由のご説明を申し上げます。

議案第7号説明資料によりご説明を申し上げたいと思います。

まず1ページでございますが、工事請負仮契約書でございます。

工事の場所が、天栄村大字白子字葎ヶ入地内外でございます。

工期としまして、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成が平成31年3月
31日であります。

平成30年12月3日に仮契約を締結しております。

次のページをお願いいたします。

2ページ目、こちらが工事入札経過書になります。

平成30年12月3日午前10時に入札を執行しております。

次のページをお願いいたします。

入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら平面図になります。左側が北側となります。右のほう、南側から北側に対して傾斜
しておりまして、図面の中央部分、着色している部分が今坂区仮置場の原形復旧を行う箇所
となります。

従前地が畑であるため、全体的に畑に復旧することとしておりますが、南側が高く北側が
低い傾斜地となっております。客土材となる表土の流出防止を図るため、編柵工としまして
土砂の流出を防ぐための対策を講じることとしております。また、設置する箇所につきまし
ては、所有者ごとの境界となる北側の斜面に設置することとしております。

また、図面中央部につきましては、従前から作業道が存在しておりましたので、従前地同
様に復元することとしております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今坂のあれは終わったのと違いますか。平らになっていますけれども、
仮置場の復旧工事は終わったと違うんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） まだ終わってはおりません。

失礼いたしました。仮置場のほうのフェンス等、そういったものは撤去というふうな形はとっておるんですが、仮置場をもとの畑に戻すというふうな形で、もとの傾斜地に戻すというふうな形になりますので。今現在は、当時の畑ではなく、段々畑になっていたんですが、仮置場を造成するために2段の平らな用地になっております。それを今回改めて、当時の畑の形状に戻すということで、原形復旧を図るというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ちょっと意味が私把握できないんですけども、前、工事の入札をやった平らにしたんじゃないですか。2期工事なんですか、これは。もう始まる、あそこ工事入っていたでしょう、重機とかなんか入ってきれいにやって、それ、これからまた入札するっていうのはちょっとおかしいような気がするんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

多分、重機が入っていたというのは、除染土壌等、これの搬出の際に機械は仮置場内に入って作業をしておりました。議員がおっしゃられていますのは、その際の重機だったかと思えます。そのほかに、仮置場のフェンス等、構造物関係の撤去等、そういったものもございましたので、そういったことで機械が入っていたかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あれ、私の勘違いかなと、前に入札、今坂の仮置場のやつは入札しませんでしたっけ。今坂を先にやって、太郎やって、小川に行ったんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

除染仮置場を造成するために、まず最初、造成を行いました。それが今坂、中屋敷、太郎というような形で造成工事を行っております。フェンス等も設置してございますので、今回、原形復旧します場所につきましては、除染土壌等フレコン、こちらのほうの搬出が終わりましたので、今度はその造成した形をもとの原形に戻すというふうな形でご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は入札しましたかと、前は入札していなかったでしたか。今坂を先にやって太郎に行って小川に行ったような気がするんですけども、原形復旧工事の入札はこれが初めてでしたか。私の勘違いなのかもわかりませんが、説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 今坂の原形復旧につきましては初めてでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、太多郎も小川もやっていないってことですよ。まだ原形復旧はしていないってこと、これから入札してどんどん工事に入っていくってことですか。畑に戻す工事の入札なんですか。了解しました。すみません。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この問題じゃないんですが、これは現状復帰というか、原形復旧というんですか、何でかんでやらなくてはならないんですか。せつかく整地して、あとは配分だけの問題だけだと思うんですが、1億かけてもとに戻す、金を1億以上もかけてやるんだしたら、お互い地権者同士で、登記の問題だけだから交換登記でやったほうが安いような気がするんですが、何でかんでこれはやらなきゃならないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、基本的には地権者、所有者の意向というふうなことがまず一つございます。

あともう一つにつきましては、仮置場のガイドラインというものがございまして、その中で対応しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、地権者が今のやつでいいと言えればいいんですか。当然、表土を剥いで、その辺はやらなければならないとは思いますが、現状のままで表土を剥いで土の土壌交換さえしてもらえればいいと言え、いいということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

基本的には原形復旧ということですが、一部そういった地権者からの意向ということであれば、環境省のほうと協議の中で費用対効果が見込めるということであれば、ご理解いただけるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、地権者がそのようにやらなくていい、原形復旧しなくてもいいと言え、いいということに捉えていいですか。ただ、今気になったのは、費用対効

果があるかどうかという話なんだけれども、その辺はちょっとおかしな話なんですけれども、そこはどうなのでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

大変失礼しました。基本的に原形復旧が条件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の理由を議会事務局長に説明させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について。

公立岩瀬病院企業団議会議員を次のとおり選挙するものとする。

平成30年12月6日提出、天栄村議会議長、廣瀬和吉。

これにつきましては、公立岩瀬病院企業団議会議員の任期が、平成30年、今年12月17日をもって任期満了となることから、新たな議員を選挙するものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

公立岩瀬病院企業団議会議員に小山克彦君を指名いたします。

資料配付のため、暫時休議いたします。

（午後 2時59分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました小山克彦君を公立岩瀬病院企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、小山克彦君が公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました。

小山克彦君が議場におられます。本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

事務局長より告知を朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） ただいまの選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員選挙の当選人を、住所、天栄村大字湯本字居平27番地。氏名、小山克彦。生年月日、昭和33年8月18日生。とする。

平成30年12月6日、天栄村議会議長、廣瀬和吉。

○議長（廣瀬和吉君） ここで、公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました小山克彦君か

ら就任の挨拶をお願いいたします。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君登壇]

○5番（小山克彦君） ただいま、議員皆様のご推薦によりまして公立岩瀬病院企業団議会議員に当選させていただきました。大変ありがとうございます。深く御礼を申し上げます。引き続き、企業団議員として鋭意職務を全うしたいと思いますので、今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻、よろしく願いしまして、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、発議案第1号 放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君登壇]

○8番（熊田喜八君） 発議案第1号 放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月6日。

提出者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

原発事故から7年が過ぎ、健康への影響が心配される放射線に関して、国・東京電力と住民とが情報を共有し、対策を進め、リスク低減に取り組む「リスクコミュニケーション」は引き続き重要である。

事故を起こした原発の廃炉までには30年から40年かかると言われている。原子力規制委員会に放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないよう意見書を提出する。

意見書送付先

原子力規制委員会委員長。

意見書は別紙のとおりです。よろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。
以上で今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。
よって、会議規則第77条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。
これをもって平成30年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後 3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 2月26日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	専決処分の報告について	12月6日	承認
議案1号	郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	12月6日	原案可決
2号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月6日	原案可決
3号	工事請負契約の一部変更について	12月6日	原案可決
4号	工事請負契約の一部変更について	12月6日	原案可決
5号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について	12月6日	原案可決
6号	平成30年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月6日	原案可決
7号	工事請負契約の締結について	12月6日	原案可決
選挙1号	公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について	12月6日	指名推選

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める意見書の提出について	12月6日	原案可決

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
9	平成30年11月22日	放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める陳情について	福島県須賀川市南町 336 福島県教職員組合 岩瀬支部 支部長 伊藤 弥	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
9	平成30年 12月4日	放射線監視装置（モニタリングポスト等）を撤去しないことを求める陳情について	採 択